



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	琉球救国請願書集成（二）：原文・読下し・訳註・解説
Author(s)	西里, 喜行
Citation	琉球大学教育学部紀要 第一部・第二部(31): 292-247
Issue Date	1987-11
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1833
Rights	

琉球救国請願書集成(二)

—原文・読下し・訳註・解説—

西里喜行

Petitions for Salvation of Ryukyu Kingdom,
Translation and Commentary (Part II)

Kikō NISHIZATO*
(Received July 31, 1987)

Summary

From around the Ryukyu Settlement of 1879 to around the Sino-Japanese War (of 1894–95), the old ruling Class, upper Class of the Ryukyuan gentry, had carried out numerous political activities to survive, by various means of petition to Japanese and Chinese government authorities, sabotages and riots against the rule of Japanese government, political abscondence to China, etc..

The activities must be reckoned a kind of “national movement” that Ryukyu ethnicity had acted to maintain the Ryukyu Kingdom before the abolishment of Han (藩) in 1879, and to restore the Kingdom after 1879. In this sense, the movement was in attempt of Ryukyu ethnic salvation.

Included in this article are some of the petitions which the Ryukyuan exiles had exhibited to Chinese government authorities. The author investigated these petitions' content and translated each of them from Chinese into Japanese, and further commented upon them with the historical background. The value of the petition as historical materials was examined too.

※ Dept. of Social Sciences, College of Education, University of the Ryukyus.

琉球救国請願書集成(二)——原文・読下し・訳註・解説——

西里喜行

二一 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より福建当局あて、八重山島官吏に憲英演の救国請願を総督・巡撫へ転送し、日本遠征の師を興して琉球を救援すべく上奏せしめられたき旨の請願書

〔原文〕

陳情書

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏等爲泣懇轉詳據情奏請迅賜興師征日復君復國事竊於本月初八日敵國屬八重山島官憲英演坐駕土小船飾爲飄風來閩據稱光緒五年間日人侵入琉球虜去國王暨世子廢國爲縣並派人員盤据本島剝取民財妄勞民力種々慘迫情形不可言狀前經紫巾官法司官等先後來閩請救心蒙

天朝辦理唯國君羈囚日久島民塗炭亦極未知何日可得拯救閩島會議涉險到閩懇速稟請列憲大人迅賜復君復國等由前來據此宏等一間之下曷勝焦急之至當即叩謁憲轅懇求救難因悉閩中雨澤愆期時勵慮慮未敢冒瀆茲幸列憲至誠格天甘霖大沛民慰其蘇矣乞念敵國前明洪武五年間輸誠入貢中國八重山太平兩島亦慕王化貢入敵國久爲敵國管轄即同在

天朝覆幬之中自遭日乱以來國廢君幽內地外島均逢毒害當亦列憲所矜恤准

爲呼

天請

命者宏奉主命來閩請救有年國主拘幽日國數年來未知如何危苦舉國人民苦日苛政數年來未知如何凄楚茲以僻處島官痛念君民遭日毒楚目擊心傷奮發來閩並聞太平山島官不日亦將來閩其餘各屬島均不屈服于日上自內地至外島敵愾同仇仰望

天朝征日救球切于大旱望雨若再延緩歲月不但無顏可對國主亦無面目可對外島官民眞覺生不如死除稟藩憲外爲此瀝情泣血再懇

仁憲大人俯垂憐憫迅轉詳督撫兩院憲據情奏請皇猷迅賜興一旅之師救倒懸之苦復國則上自國主下至外島人民共戴

皇恩

憲德于無既矣切稟

前進貢京回都通事蔡德昌
光緒九年六月二十七日具稟 琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏
代辦存留事務蔡錫書

〔読下し文〕

陳情書

稟を具ふ。琉球國の陳情陪臣紫巾官向徳宏等、(督撫に) 転詳して情に拠りて奏請せしめられ、迅(速)に師を興して日(本)を征し、君を

復(婦)せしめ国を(回)復せしむるを賜はらんことを泣懇せんが事の爲にす。

窃に、本月(光緒九年六月)初八日、敵国に属するの八重山島の官(吏)・憲英演(一)土小船に坐駕し、飾りて飄風の爲めとして閩に来たる。称に抛るに、光緒五年の間、日(本)人琉球に侵入し、国王および世子を虜去し、国を廢して県と爲し、並びに人員を派して本島に盤据せしめ、民財を剝取し、安りに民力を勞わせり。種々の惨迫の情形は、言状すべからざるなり。前に經に、紫巾官・法司官等、先後して閩に来たりて救を請ひたれば、応に天朝の弁理を蒙るべし。唯、国君羈囚れて日久しく、島民塗炭することまた極まるも、いまだ何の日か拯救せらるるを得べきやを知らざれば、閩島會議し、険を涉りて閩に到り、速かに列憲大人に稟請し、速かに君を復(婦)せしめ国を(回)復せしむるを賜はらんことを懇ふ等の由、前来せり。

此れに抛りて、宏等、一たび聞くの下、島んぞ焦急の至りに勝へんや。当即に憲轅に叩謁し、救難を懇求せんとするも、閩中の雨沢、期に愆ひ、時に憲虜を慮ますを悉るに因り、いまだ敢へて冒瀆せざるなり。茲に、幸いにも、列憲の至誠天に格り、甘霖大沛すれば、民慰められて其れ蘇るなり。

念めぐらさんことを乞ふ。敵国、前明の洪武五年の間に、誠を輸して中国へ入貢せり。八重山・太平の(五)兩島もまた、王化を慕ひて敵国に貢入し、久しく敵国の管轄と爲れば、即ち共に天朝の覆幬の中にあり。日(本)の乱(入)に遭ひてより以来、国は廢(滅)せられ、君は幽(閉)せられ、内地・外島、均しく毒毒に逢へば、当にまた列憲の矜恤する所にし、天に呼び命を請ふ者たるを准さるべきなり。

宏、(国)主の命を奉じて閩に来たり、救(援)を請ひて年あり。国主は日(本)国に拘幽せらるるも、数年来いまだ如何なる危苦あるやを

知らず。挙国の人民は日(本)の苛政に苦しむも、数年来いまだ如何に凄楚なるやを知らざるなり。茲に以へらく、僻処の島の官(吏)、君民の日本の毒楚に逢ふを痛念し、目撃心傷したれば、奮発して閩に来たれり。並びに聞く、太平山島(宮古島)の官(吏)、日ならずしてまた將に閩に来たらんとす、其の余の各属島も均しく日(本)に屈服せず、と。上は内地より下は外島に至るまで、敵愾して仇を同にし、仰ぎて天朝の日(本)を征し(疏)球を救ふを望むこと、大早に雨を望むより切なり。若し再び歳月を延緩すれば、ただに顔の国主に対すべきなきのみならず、また面目の外島官民に対すべきなし。真に生くるよりも死するに如かざるを覚ゆるなり。

藩憲に稟するを除くの外、此が爲に(心)情を(披)瀝し、泣血して再び仁憲大人に懇ふ。俯して憐憫を垂れ、迅(速)に(総)督(巡)撫の兩院憲に転詳し、情に抛りて奏請せしめられ、皇猷もて迅(速)に一旅の師を興し、倒懸の苦しみを救ふを賜らんことを。国を復(旧)せば、上は国主より下は外島の人民に至るまで、共に皇恩憲徳を戴きて既るなし。切に稟す。

光緒九年六月二十七日(一八八三年七月三十日)

前進貢京回都通事

蔡徳昌

稟を具ふ。琉球国陳情陪臣紫巾官

向徳宏

代弁存留事務

蔡錫書

〔語釈・訳註〕

(一) 憲英演 竹原孫恭氏の考証により、憲英演は神村英演であることが突きとめられた(『城間船中国漂流願末』九六―九八ページ)。神村英演は当時八重山の首里大屋子(頭職に次ぐ重職)の地位にあったが、明治十六(光

緒九) 年旧五月に渡清・亡命し、翌年六月十七日に比嘉船で帰琉している
 (『沖繩県史』13)。

- (二) 慮慮 属僚が上官の心中を察して言う語。ご配慮。
- (三) 甘霖 早天の慈雨。
- (四) 大沛 大いに降る。
- (五) 太平 宮古島のことを太平山という。
- (六) 覆幘 おおい育てる。庇護する。
- (七) 矜恤 哀れみ救恤する。
- (八) 凄楚 痛ましい。悲痛である。凄惨。
- (九) 内地 ここでは沖繩本島のこと。
- (一〇) 外島 沖繩本島以外の各諸島。
- (一一) 藩憲 布政使のこと。

〔解説〕

一八七九(光緒五)年の夏から一八八一(光緒七)年の秋まで天津にあって、李鴻章に琉球救援を請願し続けていた向徳宏は、なんの成果をも得られぬまま福州へ引き返し、一八八五(光緒十一年)四月までの三年間、福州で清国側当局へ請願を続けた後、同年五月に再び北上する。この請願書(二一)は、向徳宏が福州滞在期間中に蔡徳昌・蔡錫書との連名で福建当局へ提出したものの控えである。これを琉球へ持ち帰ったのは、八重山島の「無役奉公人」の我那覇孫著(梅孫著)であり、その間のいきさつについては、我那覇孫著の孫に当たる竹原孫恭氏の名著『城間船中国漂流顛末』に詳しい。

我那覇孫著が明治政府に沖繩県当局の厳しい取調べの危険を冒して敢えてこの請願書(二一)を琉球へ持ち帰ったのは、「みずから筆を取っ

て起草し、浄書した記念すべき大事な書類であったから」(同上書、九八ページ)であろう、と竹原氏は推測している。

確かに、竹原氏の前掲著書に収録されているこの請願書(二一)の筆跡は我那覇孫著のそれと類似しており、我那覇が浄書したものであることは間違いないと思われるが、我那覇が「みずから筆を取って起草」したものであるかどうかは、なお検討の余地がある。この請願書(二一)の署名人となっている向徳宏・蔡徳昌・蔡錫書らが起草したものではない、という積極的な証明がなされていないからである。三名の署名人のうち、向徳宏については、彼自身が一八七九(光緒五)年に天津において李鴻章へ提出した二通の請願書は『李文忠公全集』訳署函稿九に収録されており、本稿(一)においても請願書(三)(四)として紹介したところである。この請願書(二一)も向徳宏が自ら起草したものであるという可能性を全く排除し得る証拠はないように思われる。

この請願書(二一)の起草者は向徳宏であって我那覇孫著ではないとすれば、我那覇孫著は何故に厳しい取締りの危険を冒してまで、この請願書(二一)の控えを琉球へ持ち帰ったのだろうか。単に自ら「浄書した記念すべき大事な書類」というだけの理由ではなさそうである。むしろ、琉球において救国運動を組織し展開する際の重要な宣伝文書として活用しようとする意図があったのではなからうか。ただし、孫著は漂流して福州に滞在していた九ヶ月間に、向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちと深く交流し、琉球救国運動へ加わる決意を固めていたこと、琉球へ帰って後も一時期琉球救国のために心血を注いだことを、竹原氏は孫著の書簡をもとに明らかにしているからである。ここには、琉球王国内の辺境に位置づけられていた「先島人」が、琉球処分という「危機」に直面して、どのようにして「琉球人」としての自己認識を獲得し、琉球救国運動に身を投ずるに至ったかを示す一例が提示されており、慎重な

検討に値する素材であるといえよう。

我那覇孫著らを含む先島士族の動向を、琉球救国運動のなかにどのよう位置づけるべきかは、今後の重要な検討課題の一つであるが、とりわけ琉球分島問題との関連において、この請願書(二二)のなかには、いくつかの重要な手がかりが内包されているように思われる。

第一に、「敵国に属するの八重山島の官吏(憲英演)」が福州へ亡命してきて、琉球救国を訴えているという指摘である。憲英演は神村英演が福州へ亡命したのは、光緒九年六月八日(一八八三年七月十一日)のこととされているが、それより一年余も前の光緒八年三月には旧三司官の富川親方盛圭(毛鳳来)が福州へ亡命している。富川親方(毛鳳来)と神村英演(憲英演)は、琉球処分以前の「一八七四(同治一三)年から翌年にかけて、「八重山島規模帳」作成の件で緊密に協力したことがあり、旧知の間柄であった(竹原孫著『城間船中国漂流顛末』一〇二ページ参照)。富川親方(毛鳳来)は、琉球分島案反対の意志を伝えるべく清国へ亡命する途中、宮古・八重山へ立ち寄り、宮古の士族たちから大歓迎を受けたといわれる(『宮古史伝』参照)。おそらく八重山の士族たちからも歓迎されたのであろう。この時、富川親方(毛鳳来)は旧知の神村英演(憲英演)たちとの間で、直接八重山から清国へ請願代表団を派遣する件について検討したものと思われる。「蘭島会議」の結果、翌年六月、神村英演(憲英演)らは八重山の請願代表として福州へ亡命したが、この時、富川親方(毛鳳来)はすでに北京にあって総理衙門に請願中であり、福州における琉球救国運動のリーダーは幸地親方(向徳宏)であったので、神村らは向徳宏へ八重山士族の要請を福建当局へ取り次ぐように依頼したのである。従って、幸地親方(向徳宏)らがこの請願書(二二)を提出した直接の動機は、神村英演(憲英演)らの要請を福建当局へ伝えることであつたといえる。

第二に、「並びに聞く、太平山島の官吏、日ならずしてまた將に闕に來たらんとす、其の余の各属島も均しく日本に屈服せず」という指摘に注目したい。八重山島と同じく分島問題の渦中にあつた宮古島その他の「属島」も、明治政府の琉球処分に「屈服せず」、近い将来福州へ請願代表団を派遣するはずだというこの指摘は、富川親方(毛鳳来)が清国亡命の途中、宮古・八重山へ立ち寄つたと言う事実と重ね合わせてみると、かなりのリアリティを帯びているように思われる。しかし、いまのところ、宮古島から請願代表団が派遣されたかどうかは明らかではない。

なお、この請願書(二二)において、八重山士族の憲英演らも「君を復(帰)せしめ国を(回)復せしむるを賜らんことを懇ふ」と述べているが、首里士族の向徳宏らは「敵国に属するの八重山島の官吏」といい、あるいは「八重山・太平の両島もまた、王化を慕ひて敵国に貢入し」などと述べ、依然として先島を琉球の「属島」「外島」として意識していることにも注目しておくべきであろう。

この請願書(二二)の背景については、すでに島尻勝太郎氏が論及している(「八重山と脱清人」『琉大史学』一三三号)。島尻氏は請願書のなかの憲英演を「我那覇と同船の八重山人と考えられる」とし、我那覇や神村は「単なる漂流」ではなく、「守旧派の亀川・浦添等上位者の指示によって行動したのではないか」と疑っている。

我那覇孫著が福州へ到着したのは光緒八(一八八二)年六月のことで、神村は一年後の光緒九年六月(一八八三年七月)に到着しているから、両者は同じ船に乗っていたわけではなく、また前者は確かに漂流者であるが、後者は明確な政治亡命者である。

なお、この請願書(二二)は福建当局宛に提出されたが、具体的にいかなる人物に提出されたものであるかは、明らかではない。

二三 琉球国の陳情陪臣紫巾官向文光等より礼部あて、琉球国王の密

咨を持参して亡命せしに付、琉球亡国の惨状に鑑みて速かに日本

遠征軍を派遣すべく上奏されたまひの請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官前同治七年進貢正使耳目官向文光等爲現想恩
 一奏請天恩嚴行天討迅賜復全土歸孤生永守藩封以修實典事竊照敝國世列
 天朝屏藩疊蒙聖世怀柔鴻恩有加無已恪遵會典周年一貢罔敢愆期已經二百
 餘年之久詎於光緒元年日久禁阻進貢又杜天朝各大典又於光緒五年該倭竟
 然亡滅宗社因竊孤主暨世子權毒受辱臥薪嘗膽五年於茲矣且日人所行苛政
 日甚一日闔國人民苦其暴行父離子離父朝夕不勝悲觀之至况顧日人蠹蝕
 心腸鬼域行徑敝國主暨世子既有刻刻失措之憂而臣民又時時遭其荼毒現刻
 盼望天威實申日罪以復藩邦猶赤子之恃其父母而日急一日也敝國主業於光
 緒三年暨八年遣拔紫巾官向德宏法司官毛鳳來等先後齎捧密咨來閩再三稟
 請叨蒙憲諭靜候未知賜議援在何日哉業於本年八月間衆官密飭官吏馬必選
 等飾爲漂風來省傳知留閩省者懇請早賜救援荷蒙憲恩已與光等先後安插館
 驛惟光等本年七月間奉國主傳諭齎密咨來閩呈繳藩憲詳情並稟懇督撫兩
 院憲據情具奏外一面雉髮改装趕赴北上號懇救難犯法之罪有所弗辭伏思國
 家亡滅以來如前所陳生民之塗炭已極而敝國主痛受苦辱爲臣子者豈忍坐視
 哉肝腸裂碎千思萬慮無策可施俾敝國主暨世子權此辱難此即臣子忠愛未竭
 之所致而其罪不輕深懷慚愧惟是同係聖朝赤子豈忍甘束手待斃哉苟非仗聖
 天子之赫威無另有籌策除稟總理諸位大人外伏乞禮部大人仰體皇上復載之
 至仁俯察日人煩苛之益政據情奏請聖朝暨威臨賜天討復國復君永爲中朝一
 屬仍修貢職以守封疆而奉宗社則上至國主下及臣民億萬千年均戴皇恩德
 於無既矣切稟（光緒九年十一月四日）

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球國陳情陪臣紫巾官にして前同治七（一八六八）年の進
 貢正使耳目官向文光等、天意もて厳しく天討を行はんと奏請するを恩
 准せられ、迅（速）に全土を（回）復し、孤主を（復）帰せしむるを賜
 り、永（遠）に藩封を守りて以て貢典を修めんことを号懇せんが事の爲
 めにす。

窃に照すに、敝國は世々天朝の屏藩に列なり、加ふるありて已むなげ
 れば、会典に恪遵し、周年に一貢して敢へて期を愆るなきこと、已經に
 二百余年の久しきあり。計らざりき。光緒元年（一八七五年）に於て、
 日本、進貢を禁阻し、又、天朝の各大典を杜す。又、光緒五年（一八七
 九年）に於て、日本、竟然、宗社を亡滅し、孤主および世子を囚羈せり。
 毒に罹り（屈）辱を受け、臥薪嘗胆すること、茲に五年なり。且つ、日

（本）人の行ふ所の苛政は、日一日より甚し。闔國の人民、其の暴行に
 苦しみ、父は子と離れ、子は父と離れ、朝夕悲觀の至りに勝へず。況、
 願ふに、日（本）人は虺蜴（の如き）心腸にして、鬼域（の如き）行徑
 あり。敝國主および世子は、既に刻々措を失ふの憂ひありて、臣民もま
 た時々其の荼毒に遭ふ。現刻、天意もて日（本）の罪を責申し、以て藩
 邦を復（活）するを盼望すること、猶お赤子の其の父母を待みて日一日
 より急なるが如し。敝國主、業に光緒三年および八年に於て、紫巾官向
 德宏、法司官毛鳳來等を遣撓し、先後して密咨を齎捧して閩へ來たらし
 め、再三稟請せしむ。切なくも憲諭を蒙りて静かに候つも、いまだ救援
 を賜ること何の日に在るやを知らざるなり。業に本年（光緒九年）八月
 の間に於て、衆官、官吏の馬必選等に密飭し、飾りて漂風の爲めとして
 （福建）省に來たらしめ、閩省に留まる者に伝知し、早に救援を賜らん
 ことを懇請せしむ。荷なくも憲恩を蒙り、已に（向文）光等と先後して

館駅〔福州琉球館〕に安挿せり。

惟、(向文)光等、本年〔光緒九年〕七月の間に、国王の伝諭を奉じ、密咨を捧齎して閩に來たり、藩憲に呈繳して詳請せしめ、並びに(総)督・(巡)撫両院憲に稟懇して情に抛りて具奏せしむるの外、一面、雉髪改装し、程を趕ぎて北上し、救難を号懇せんとす。法を犯すの罪は、辞するなき所あり。

伏して思ふに、国家亡滅してより以来、前に陳ぶる所の如く、生民の塗炭は已に極まり、敵国主は痛ましくも苦辱を受く。臣子たる者、豈に座視するに忍びんや。肝(臟)大腸裂け砕けんばかりに千思万慮するも、策の施すべきなく、敵国主および世子をして此の辱難に罹いらしむ。此れ、即ち臣子の忠愛いまだ端さざるの致す所にして、其の罪輕からざれば、深く慚愧を懐くなり。惟に、是れ同に聖朝の赤子に係れば、豈に甘んじて手を束ね斃を待つに忍びんや。苟に天子の嚇威に仗るにあらざれば、従りて別に籌策あるなし。総理諸位大人に稟するを除くの外、伏して乞ふらくは、礼部大人、皇上の復載の至仁を仰体し、日本人の煩苛の猛政を俯察し、情に抛りて奏請せられ、聖朝の(名)声(權)威もて亟かに天討を賜り、国を(回)復し君を復(帰)せしめ、永遠に中朝の藩属と為りて、仍お貢職を修め、以て封疆を守りて宗社を奉らんことを。即ち上は国王に至り、下は臣民に及ぶまで、億万千年、均しく皇恩憲徳を戴きて既るなし。切に稟す。

光緒九年十一月四日〔一八八三年十二月三日〕

〔語釈・訳註〕

(一) 向文光 琉球名は富島親雲上。『中山世譜』卷十三、同治七年〔一八六八年〕の条に、「耳目官の向文光、正義大夫の林世爵等を遣はし、表を捧げ

て進貢せしむ。」とある。なお、林世爵のことを記録した『林家家譜』の同治七年の条には、「十月初二日、耳目官の向文光富島親雲上と頭に頭号船に坐駕し、那覇より開船す」とある(『那覇市史』資料編第一卷六、家譜資料二、八六九ページ)。

(二) 藩封 冊封された諸侯の国。ここでは琉球国を指す。

(三) 屏藩 屏風と藩籬のように領土(国)の周辺を守る諸侯。藩属国のこと。

(四) 間年に一貢 琉球は清国へ二年に一回の進貢使節を派遣するとともに、進貢使節を迎えるためと称して翌年接貢船を福州へ派遣したから、実質的には毎年遣船していたことになる。

(五) 竟然 意外にも。あろうことか。

(六) 虺蜮 まむしとトカゲ。害毒をなすもの。

(七) 心腸 はらわた。心のうち。

(八) 鬼域 鬼は妖怪、蜮はスッポンに似て三本足で、悪気によってひそかに人を射殺すると言われる伝説上の動物。転じて、ひそかに人を害するものをいう。

(九) 行徑 行い。行動。

(一〇) 措を失ふ 処置を誤る。狼狽する。

(一一) 荼毒 茶はケシアザミ。害毒。

(一二) 賁申 厳しく責める。

(一三) 盼望 希望する。欲する。

(一四) 向徳宏 幸地親方朝常のこと。前出。

(一五) 毛鳳来 富川親方盛圭のこと。前出。

(一六) 馬必選 琉球名未詳。国頭必達のことか。

(一七) 藩憲 布政使のことを藩司という。ここでは福建布政使のこと。

(一八) 呈繳 (文書)を差し上げる。差し出す。

(一九) 詳請 詳文(上司への公文)で請求する。

(一〇) 程を起ぎて 日程を短縮して、大急ぎで。

(一一) 嚇威 嚇々たる威信。

(一二) 復載 覆載に同じ。覆は天が万物を覆うこと。載は地が万物を載せること。転じて、天地君父の恩徳、恵みをいう。

〔解説〕

一八八二(光緒八・明治一五)年から一八八四(光緒十・明治十七)年にかけて、明治政府⇨沖縄県当局にキヤッチされた琉球士族層の清国亡命事件はピークに達する。この時期に、琉球士族層の清国亡命事件が最も多発したのは、決して偶然ではなく、内外情勢の然らしむるところであった。

第一に、沖縄県内では上杉県令の県政改革が開始され、琉球士族層に既得権喪失の危機感を抱かせたこと、第二に、日清両国間の分島改約案にもとづく琉球問題決着の可能性が増大し、琉球士族層に琉球分割の危機感を抱かせたこと、第三に、日本国内の自由民権運動の高揚、明治十四年政変後の政治的・経済的困難のなかにあつた明治政府に、琉球問題について譲歩を迫ることができると判断されたこと、第四に、朝鮮における壬午事変や甲申政変、越南をめぐる清仏戦争などによって、琉球問題と朝鮮・越南問題との関連性が意識され、琉球問題についても清国の積極策への転換を期待しうると判断されたこと、これである。

内外情勢に促進されて渡清亡命した琉球士族のうち、明治政府⇨沖縄県当局にキヤッチされたものは、一八八二(光緒八・明治一五)年には富名腰朝衛(首里士族、親雲上、山奉行筆者、四九歳)以下二十名であり、翌一八八三(光緒九・明治一六)年には浦添朝忠(首里士族、按司奉行、三七歳)以下四十二名に達している(『沖縄県史』13、公文2、

「脱清人明細表」参照)。明治政府⇨沖縄県当局にキヤッチされなかったものをも含めれば、なおかなりの琉球人が清国における琉球救国運動を支援し、あるいは自ら参加するため、渡清亡命したものと思われる。

この請願書(二二)の署名人の一人・向文光も「本年(光緒九・一八八三)七月の間に、国主の伝諭を奉じ、密咨を齎捧して閩に來たり」、さらに北上して同年十一月に礼部へこの請願書(二二)を提出している。ところで、向文光は明治政府⇨沖縄県当局にキヤッチされていたらうか。前掲の「脱清人明細表」によれば、一八八三(光緒九・明治一六)年に渡清亡命した主要人物は、浦添朝忠(唐名は向有徳、按司奉行)、富盛朝直(唐名は未詳、親方、按司奉行)、識名朝勝(唐名は向徳裕、親方、進貢使)、澤岷安本(唐名は金培義、親方、御物奉行)、棚原正純(唐名は未詳、親雲上)、国頭正善(唐名は未詳、親雲上、山奉行)、吉田安繁(唐名は金昌兆、親雲上、納殿筆者)の七名である。

唐名の判明しない富盛・棚原・国頭のなかに向文光にあたる人物がいるのかどうかは明らかではない。向文光に当たる可能性のある人物としては、富盛朝直をあげることができるかも知れない。ただし、向文光の琉球名が「富島親雲上」であることは、『林家家譜』によって確かめられるからである。「富盛朝直」と「富島親雲上」が同一人物であるとすれば、この請願書(二二)の署名人の一人・向文光も明治政府⇨沖縄県当局にキヤッチされていたことになるが、同一人物でないとするれば、キヤッチされることなく渡清亡命したもの一人ということになる。前掲「脱清人明細表」のなかの「明治十六年九十兩月中、清国へ密航」という記録と、向文光自身の「本年七月の間に……來閩」という証言を勘案してみると、同一人物でない可能性も考えられる。

ともあれ、向文光らが提出したこの請願書(二二)は礼部に受理され、『清季外交史料』巻三七(光緒九年十一月)に収録されている外、外務

省外交史料館蔵『清国外交秘史』卷三にも収録されているが、両者には若干字句の異動がある。たとえば、前者の「伏乞、……賜天討復國復君、永為中朝藩屬、仍修貢職、以守封疆、而奉宗社」の傍点部分は、後者においては、「永為中朝一屬」となっている。後者のみに依拠して、向文光らは琉球を清国専属として頂きたいと請願したかのように考へるのは、速断にすぎるように思われる。琉球士族層が「両属国家」構想を放棄して、新たな国家構想を提起し得たかどうか、琉球救国運動の諸側面を検討することなしには速断できないであろう。仮に「清国専属」を主張したとしても、それは独自の琉球国を清国へ併合することを意味するのであって、もはや国家構想とはいえないだけでなく、清国による琉球処分を道を開きかねない主張であることに注目すべきであろう。「日本専属」の主張が、結局のところ、琉球処分へ帰結したという苦い先例の教訓を、亡命琉球人たちが考慮しなかったとは思われない。

二三 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より督井福建軍務左宗棠あて、越南におけるフランス征討軍を日本遠征に振り向けられるべく上奏せられたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏等爲泣懇俯准據情奏請皇猷嚴伸天討迅賜復國歸君永守藩封以修貢典事竊敵國于光緒元年慘遭日難阻貢天朝及慶賀皇上登極大典奈弱小之邦力難與抗敵國主特命徳宏齎咨赴閩瀝懇（督・撫）憲具奏奉上諭著總理衙門傳知出使日本大臣相機妥籌辦理欽此（欽）遵留閩守候詎料日人悍然不顧光緒五年間竟廢敵國爲沖繩縣拘去敵國主及

世子佔侵敵國全土君民上下受其荼毒慘迫情形不堪言狀宏聞信慘慟不已難髮改粧星夜奔走匍叩李中堂相府蒙諭准爲辦理嗣因欽差侯中堂駕莅津門宏復叩轅稟見蒙傳諭候回京辦理遵足見（侯力）侯中堂爲朝廷之（柱）柱石茲以法事節鉞臨閩徳威所播自塞法心況日人于敵國及朝鮮先肆蚕食故法人于越南即欲鯨吞乃朝鮮越南均蒙保護敵國効順二百餘年一旦爲日所滅宗社永爲邱墟君民久罹荼毒慘無天日忍辱偷生惟有仰仗

天朝拯救耳人窮迫則呼天疾痛則呼父母爲此冒死瀝陳泣懇侯中堂體皇上懷柔之至仁憫屬國滅亡之慘慟奏請皇上廣德被越南之宏恩復波及于敵國移征討法夷之天兵以討平乎日人日雖狡焉思逞必鑒法逆之前車懺服聽命俾敵國全土可復舊君得歸永修貢典長作外臣是有國之年永沐皇上恩施皆出侯中堂之賜也上自國主下至臣民生生世世頂戴皇上宏恩憲徳於無既矣臨稟泣血不勝延頸待命之至切稟

都通事 鄭輝煌

宗室按司 向有徳

光緒十年十一月 日 具稟 琉球國陳情陪臣紫巾官 向徳宏

前進貢京回都通事 蔡徳昌

代辦存留事務 金徳輝

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等、情に拠りて奏請するを俯准せられ、皇猷もて天討を嚴申し、（一）迅（速）に國を（回）復し君を復（帰）せしむるを賜り、永（遠）に藩封を守り、以て貢典を修めんことを泣懇せんが事の爲めにす。

竊に、敵國は光緒元年（一八七五年）に惨しくも日（本による災）難

に遭ひ、天朝に進貢すること、および皇上の登極を慶賀するの各大典を阻まる。奈せん。弱小の邦なれば、力もて（日本）と抗し難し。敵国主特に（向）徳宏に命じて咨を齎して閩に赴かしめ、（總）督・（巡）撫憲に具奏せられんことを瀝懇せしむ。上諭を奉じたるに、総理衙門に著して日本に出使するの大臣に伝知せしめ、機を相て妥籌弁理せしめよ、此れを欽めよ、とあり。欽遵して閩に留りて守候せり。詎んぞ料らんや。日（本）人、悍然として顧みず、光緒五年（一八七九年）の間に、竟に敵国を廢して冲繩県と為し、敵国主および世子を拘え去り、敵国の全土を佔侵せり。君民上下、其の荼毒を受く。慘迫の情形は、言状するに堪はず。

（向徳）宏、信（ニュース）を聞きて慘慟し、已むをえず雉髮改粧し、星夜に奔走して李中堂（李鴻章）の相府に匍叩す。諭を蒙りたるに、弁理を為すを准す、とあり。嗣いで、欽差の侯中堂（左宗棠）、駕して津門に莅むに因り、（向徳）宏、復た轅に叩して稟見し、伝諭を蒙りたるに、京に回りにて弁理するを候て、とあり。（欽）遵せり。侯中堂は朝廷の柱石たるを見るに足れり。茲に以へらく、法事の節鉞もて閩に臨めば、徳威の播ぶ所、自から法心（フランスの野心）を塞がん。況、日（本）人、敵国および朝鮮において先に蚕食を肆にするが故に、法人、越南において即ち鯨吞せんと欲せり。乃るに、朝鮮・越南は均しく保護を蒙るも、敵国は順を効して二百余年なるに、一旦にして日（本）の滅ぼす所と為る。宗社は永く邱墟と為り、君民久しく荼毒に罹り、惨しくも天日なく、（屈）辱を忍んで生を偷む。惟、仰ぎて天朝の拯救に仗るあるのみ。人、窮迫すれば天に呼び、疾痛すれば父母に呼ぶ。此れが為めに死を冒して瀝陳し、侯中堂に泣懇す。皇上の懷柔の至仁を体し、属国の滅亡の慘憺を憫みて奏請せられ、皇上の広徳、越南を被ふの宏恩もて、復た敵国に波及せしめ、法夷（フランスの野蛮人）を征討せるの天兵を移

して日（本）人を討平せられんことを。日本、狡焉として逞を思ふと雖も、必ずや法逆（フランスの反逆者）の前車に鑑みて儆服聽命せん。敵国の全土をして（回）復すべく、旧君（主）をして復（帰）するを得せしむれば、永（遠）に貢典を修め、長く外臣と作るべし。是れ、国を有つの年ありて永（遠）に皇上の恩施に沐することあれば、皆侯中堂の賜より出づるなり。上は国主より下は臣民に至るまで、生々世々、皇上の宏恩憲徳を頂戴して既るなし。稟に臨みて泣血す。延頸待命の至りに堪はず。切に稟す。

光緒十年十一月 日（一八八四年十二月、あるいは一八八五年一月）

都通事 鄭輝煌
宗室按司 向有徳
稟を具ふ。琉球国陳情陪臣紫巾官 向徳宏
前進貢京回都通事 蔡徳昌
代弁存留事務 金徳輝

〔語釈・訳註〕

- （一）敵申 敵行申飭。敵令して命ずること。
- （二）守候 待つこと。
- （三）慘慟 甚だしく泣く。慟哭する。
- （四）雉髮改粧 弁髪して衣装を清國人風に改め、変装すること。前出。
- （五）津門 天津のこと。
- （六）轅 役所のこと。
- （七）稟見 会見を求めること。
- （八）法事 越南をめぐるフランスとの戦争。清仏戦争のこと。
- （九）節鉞 符節（牛の尾で飾った符信）と斧鉞。遠征、征討の際、威信を示す

ために天子から授けられたもので、欽差の象徴。

(一〇) 広徳 広大無辺の徳。

(一一) 鄭輝煌 琉球名は未詳。

(一二) 向有徳 浦添朝忠(按司奉行)の唐名。向有徳(浦添朝忠)は琉球救国運動のリーダーの一人。琉球処分が開始された一八七五(明治八)年頃の状況について、喜舎場朝賢は次の如く言う。——「此時、旧三司官亀川親方(毛允良)は隠居を為し、城府の参集にも出でざりしが、衆官の内、浦添按司・名護按司・津嘉山親方・澤岨親方・小波津親方・翁長親方等の如きは城府の参集より退く毎に、必ず亀川の邸宅に聚会し、……政府の命令を固く拒絶するを以て主義を定め、団体を結び、党派を立てたり」(『琉球見聞録』八一ページ)と。琉球処分後も、浦添按司(向有徳)は琉球内の救国運動のリーダーとして活躍していたが、一八八三(光緒九・明治一〇)年の九月の間に渡清亡命した。この時、向有徳は三七歳であったといわれる(『沖縄県史』13、二七八ページ)。渡清亡命後は主に福州において活動した。

(一三) 向徳宏 幸地親方朝常のこと。前出。

(一四) 蔡徳昌 湖城徳昌(親雲上)の唐名。蔡徳昌は琉球最後の進貢使節の一員(都通事)として、一八七四(同治十三・明治七)年に毛精長(国頭盛兼)らとともに渡清、一八七六(光緒二・明治九)年に帰国の予定であったが、明治政府の進貢船・接貢船派遣禁止命令によって帰国することができず、そのまま福州に滞留。琉球処分後も福州において琉球救国運動に奔走。一八八四年の時点で六三歳であったと言われるから、一八二二(道光元)年の生まれである。没年不詳。

(一五) 金徳輝 豊里徳輝の唐名。前出。

〔解説〕

日清間の琉球問題と時を同じくしてクローズアップされた清露間の伊犁問題において、終始主戦論を主張し対露強硬姿勢を堅持し続けた陝甘総督の左宗棠は、伊犁地方の武力回復に功績を挙げながらも、ロシアとの外交交渉上の配慮から、一八八〇年八月十一日(光緒六年七月六日)には、北京へ召喚されるに至った。しかし、清国政府のなかでも対外強硬派の中心人物として、左宗棠はなお内外の注視の的であった。この頃、ロシア艦隊の遼東封鎖に備えて天津・山海関の防備を強化する措置がとられ(郭廷以『中国近代史事日誌』第一冊、六七〇ページ)、左宗棠も天津を訪れたものと思われる。

この請願書(二三)の署名人の一人・向徳宏は、当時、天津に滞在して李鴻章へ琉球救国を請願し続けていたわけであるから(請願書(三)(四)参照)、当然、対外強硬派のリーダーたる左宗棠の天津訪問に注目し期待していたはずである。従って、この請願書(二三)のなかで、「欽差の侯中堂(左宗棠)、駕して津門に莅むに因り、(向徳)宏、復た輓に叩して覲見し、云々」と指摘されていることは、ほぼ事実とみてよいであろう。この時、左宗棠が向徳宏の要請に対して具体的にどのように対応したのかは、よくわからない。おそらく、琉球問題のような外交問題は李鴻章や総理衙門の主管であって、左宗棠の影響力の及ぶ範囲は限られていたとみるべきであろう。

この間に、日清間において琉球分割条約案が締結され、調印・批准を待つばかりとなり、これに抗議して林世功(名城里之子親雲上)が自刃したことは、周知の通りである。向徳宏も一八八一(光緒七)年の秋には空しく天津を引き上げて福州へ戻り、以後三年余の間、福州で琉球救国運動を続けたことも、前述の通りである。この間に、越南問題をめぐ

る清仏間の緊張は次第に高まり、一八八三年八月のフランス軍のユエ攻撃によって、益々風雲急を告げるに至った。この直後の同年十月九日（光緒九年九月九日）、何如璋が福建船政大臣に任命されて福州へ赴任している（銭実甫編『清季新設職官年表』七二ページ参照）。言うまでもなく、何如璋は福州赴任以前に初代駐日公使として三年余の間日本に滞在し、琉球問題にも深く関わった人物であり、琉球問題をめぐって対日強硬策を主張したことで有名である。向徳宏らの亡命琉球人たちは、福州へ赴任した何如璋に期待し、琉球救国への尽力を要請したのである。何如璋もまた琉球問題への関心を持ち続けていたに違いない。しかし、何如璋の福州滞任期間はわずかに一年にすぎず、しかも一八八四年八月二十三日（光緒十年七月三日）の馬江戦役における福州海軍の壊滅によって、何如璋の政治生命は絶たれ、同年九月七日（旧曆七月十八日）には北京へ召喚されるに至った（銭実甫前掲書）。その同じ日に、清国政府は左宗棠を欽差大臣に任命し、督弁福建軍務として福州へ赴任するよう命じている。左宗棠は同年九月十五日（旧曆七月二十六日）に北京を出発して南下し、途中十月十四日（旧曆八月二十六日）に江寧（南京）で五千人の部隊を加え（郭廷以前掲書参照）、遅くとも同年の十一月中旬までには福州へ到着したと思われる。ただし、次の請願書（二四）には、「（向徳）宏等、光緒十年十月初二日（一八八四年十一月十九日）、轅下に叩謁し、国を（回）復し君を復（帰）せしめられんことを泣懇せり」と指摘されているからである（ちなみに、請願書（二三）の日付は光緒十年十一月 日となっているけれども、十月初二日の誤写ではないかと思われる）。

対外強硬派として知られる左宗棠の赴任は、福州の亡命琉球人たちを勇気づけたことであろう。向徳宏らは早速、この請願書（二三）を提出したわけであるが、そのなかで注目すべき点は、第一に、朝鮮・越南問

題と琉球問題の関連性が指摘されていることである。すなわち、「日本人、敵国（琉球）および朝鮮において先に蚕食を肆にするが故に、法人、越南において即ち鯨吞せんと欲せり」という指摘は、事態の本質を鋭く洞察したものといえる。越南をめぐる清仏戦争に乗じて、明治政府が琉球処分の際成事実を清国へ承認させようと画策したり、朝鮮における甲申政変に加担したことは、すでに周知のところである（拙稿「旧慣温存期の政治過程」『沖繩近代史研究』三―一〇ページ参照）。

第二に注目すべき点は、越南問題をめぐるフランス征討軍を琉球問題をめぐる日本征討軍に振り向けるよう要請していることである。清国軍の武力発動によって朝鮮・越南の危機は克服されたのに、琉球のみその恩恵に浴していないと考える亡命琉球人には、清仏戦争における清国軍の敗北という現実など目に入らなかったようである。ちなみに、一八八四年十一月二十九日、清国から帰った吉田安繁（金昌兆）は、幸地親方（向徳宏）から神山庸栄あての書簡を持参してきたが、その「趣旨」は次のようなものであったという。――「法蘭（フランス）之軍兵共、安南、福州、又者台湾府ニテ戦争之事件ニテ、台湾府ニハ合戦之最中、安南ニハ既ニ没落ニ及ビ、尤、福州ニテモ城被乗取、琉球人モ鼓山へ避居候段、色々浮説有之候処、左様之儀ニテハ無之、法蘭共、於安南打払相成、其散兵、福州之港口クワン頭ト申所ニテ、一旦為及狼籍事候得共、是又打払相成、終ニハ台湾府之外島、鷓鴣山ト申所攻取、此所ヲ拠処トシテ、漸々府本ニ逼レ、陸卸致シ、陣ヲ張候処、是亦府元護衛之清兵ニ打払ヒラレ、相鎮候ニ付、福州攻落シ、琉球人鼓山ニ避居致シ候トノ新聞ハ、曾テ無之候。然者、琉球之事件、……専ラ安南ノ戦争、鎮不鎮之遅速ニ相カカル事ニテ、右通相鎮リ候ニ付テハ、……追々琉球之事件ニ御手ヲ付セラル筈候間、心易ク可有之」（『沖繩県史』13、三二六ページ）。

向徳宏のこの書簡には、琉球内の士族たちを勇気づけるために故意に歪曲・粉飾された情報が書き込まれている部分があるとしても、清仏戦争において清国が勝利しフランスは敗北、「没落」しつつあるという認識は、請願書(二三)の認識と基本的に共通していることに、注目すべきであろう。このような認識に基づいて、向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちはフランス征討のための清国軍を琉球へ振り向けるよう請願しているのである。しかしながら、清国から帰還した琉球人たちの供述によれば、左宗棠は「仏国ト戦争央ニテ、迎モ日本政府ト御談判成リカタク、尤、戦争止ミ次第、御談判相成ル様取計フヘキニ依リ、静ニ待チ居レ」(「琉球人亀川盛棟訊問調書」『沖繩県史』15、三七四ページ)と答えるのみであったという。ここでは、請願書の内容と帰還した琉球人の供述の内容の違いにも注目すべきであろう。前者が清国軍の日本遠征による武力解決を志向しているのに対し、後者が日清間の外交交渉による琉球返還を要請したかのように供述しているのは何故であろうか。

二四 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より督弁福建軍務左宗棠あて、朝鮮・越南救援の先例に準じて琉球救援軍を派遣し、その先導に亡命琉球人を充てられたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏等爲下情迫切泣懇恩准據情奏請皇猷迅賜興師門罪還復君國以修貢典事竊宏等於光緒十年十月初二日叩謁轅下泣懇復國復君初七日謹奉憲批足見皇上懷柔之至仁老中堂莫安竇宇不置敵國于度外感激無地地理宜戰兢待命何敢屢瀆乃近日住日華商旋閩之便接誦敵國

密緘内云日人又掠迫敵國主拘禁日京且令敵國主招回住在中國各使臣敵國主不敢聽從等情前來宏等聞信之下肝膽崩裂痛不欲生所以暫延殘喘此仰仗天朝援拯耳側念敵國勢處迫不及待而又遭朝廷海防禦要之時嗟乎寡君無罪久竊敵國爲臣子者能不痛心此所以不敢言而不能不言也竊窺日人發禍之初先與台地試其端繼于敵國行其虐遂于朝鮮逞其暴而法夷亦侵越南彼此同是天朝赤子遭其荼毒今且拘寡君以去矣若復任其橫行彼將謂天朝置敵國于度外遂生不測之變非特數百年國脈而斬其禍更不可知者伏惟侯中堂入贊機宜出總軍務聖朝柱石久已上愈下頌幸視師閩中敵國正在轄下爲此瀝情再匍叩爵相呼號泣血懇求恩憐慘情迅賜奏明皇上簡派兵輪船二三艘先往敵國問罪日人敵國雖憐人民久矢敵愾同仇仰見王師下臨球境自當揭竿斬木效死前驅盡逐日人出境有德並在館人等稔知向徳宏于敵國与日本交涉事件並于日本風土人情諸詳知悉倘蒙俯准宏願竟爲鄉導庶乎日人狡逞之心從此而戢俾敵國主得歸宗社亡而復存非特敵國君民永戴聖朝無疆之德且与國共安于光天化日之下是有國之年仰沐皇上恩施實出侯中堂之賜也敵國上自國主下至臣民生生世世感戴皇恩憲德于無既矣謹稟

光緒十一年二月二十四日

具稟 琉球國陳情陪臣紫巾官 向徳宏
宗室按司 向有徳
前進貢京回都通事 蔡徳昌
都通事 鄭輝煌
代辦(存)留事務 蔡以謙

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等、下情迫切なれば、情に拠りて奏請するを恩准せられ、皇猷もて迅(速)に師を興して(日本の)

罪を問ひ、君国を還復せしむるを賜り、以て貢典を修めんことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、(向徳) 宏等、光緒十年十月初二日(一八八四年十一月十九日) 轄下に叩謁し、国を(回) 復し君を復(帰) せしめられんことを泣懇せり。初七日、謹しみて憲批を奉じ、皇上の懷柔の至仁もて、老中堂(左宗棠)、寶字を奠安し、敵国を度外に置かざるを見るに足る。感激地なし。理として宜しく戦々競々として命令を待つべきなり。何ぞ敢へて屢々瀆んや。

乃るに、日(本) に住むの華商、閩に旋るの便あり。(応) 接するに、敵国の密緘を誦せり。内に云へらく、日(本) 人、又敵国主を掠迫し、日京(東京) に拘禁す。且つ敵国主をして中国に在住するの各(国) 使臣を召回せしめんとす。敵国主敢へて聽従せず等の情、前来せり。

(向徳) 宏等、信(ニュース) を聞するの下、肝胆崩れ裂けんとし、痛みて生(命) を欲せざるほどなり。暫く残喘を延ばす所以は、此れ、仰ぎて天朝の授拯に仗らんとするのみ。

側念するに、敵国の勢、迫(切) にして待つに及ばざるに処る。而して又、朝廷の海防、緊要の時に遭ふ。嗟乎、寡君罪なくして久しく敵国に羈がるれば、臣子たる者、心を痛めざる能はんや。此れ、敢へて言はざらんとして言はざる能はざる所以なり。

窃に類ふに、日(本) 人、禍を発すの初は、先づ台地(台湾) に其の(事) 端を試み、繼いで敵国に其の虐(政) を行ひ、遂に朝鮮に其の暴(力) を逞ふす。而して法夷(フランスの野蛮人) もまた越南を侵(略) せり。彼此、同に是れ、天朝の赤子にして其の荼毒に遭ふ。今且に寡君を拘へて以て去れり。若し復た其の横行するに任せれば、彼將た天朝は敵国を度外に置くと謂ひて遂に不測の(禍) 変を生ぜん。ただに數百年の国脈にして斬らるるのみならず、其の禍はさらに知るべからざる者あり。

り。

伏して惟ふに、侯中堂、入りては機宜に贊(与) し、出でては軍務を總ぶ。聖朝の柱石たること久しくして、已に上俞下頌せらる。幸いにも師を閩中に視れば、敵国は正に(管) 轄下に在り。此れが爲めに(心) 情を(披) 瀝し、再び爵相に匍叩して呼号泣血し、惨情を恩憐せられ、迅(速) に皇上に奏明するを賜り、兵輪船二三艘を簡派して先づ敵国に往き、日(本) 人を問罪せられんことを懇求す。敵国懦なりと雖も、人民久しく敵愾して仇を同にするを矢へり。仰ぎて王師の球境に下臨するを見れば、自ら当に竿を掲げ木を斬り、死を效して前驅し、尽く日(本) 人を(驅) 逐して(国) 境に出すべし。(向) 有徳並びに(琉球) 館に在るの人等は稔知せり。向徳宏は敵国と日本との交渉事件につき、並びに日本の風土人情につき、諸を詳にして知悉せり。儻し俯惟を蒙らば、(向徳) 宏、嚮導に充為らんことを願ふ。日(本) 人の狡逞の心、此れより駭まり、敵国主をして帰るを得せしめ、宗社亡びて復た存せしむるに庶からん。ただに敵国の君民、永(遠) に聖朝無疆の徳を載くのみならず、且つ与(国) も共に光天化日の下に安んぜん。是れ、国を有つの年に、仰ぎて皇上の恩施に沐するは、実に侯中堂の賜より出るならん。敵国、上は国主より下は臣民に至るまで、生々世々、皇恩憲徳を感載して既るなし。謹みて稟す。

光緒十一年二月二十四日(一八八五年四月九日)

稟を具ふ。琉球國の陳情陪臣紫巾官 向徳宏

宗室按司 向有徳

前進貢京回都通事 蔡徳昌

都通事 鄭輝煌

代辦(存) 留事務 蔡以讓

〔語釈・訳註〕

- (一) 寰宇 地球。全世界。
 (二) 莫安 落ち着くこと。落ち着かせること。安定させること。
 (三) 密緘 秘密の手紙。密書。
 (四) 残喘 死に向かいつつある生命。死の間際の一息。
 (五) 惻念 痛ましい思いで考えること。
 (六) 待つに及ばざるに処る 一刻も猶予を許さない状態である。
 (七) 寡君 わが君。ここでは尚泰のこと。
 (八) 機宜 国家の重要な機密事項。
 (九) 上俞下頌 上の者は賛意を表し下の者は賛賞する。上の者から引き立てられ、下の者から推される。ここでは、天子からも人民からも期待されていることを意味する。
 (一〇) 爵相 公・侯・伯・子・男の爵位をもった宰相。ここでは左宗棠を指す。
 (一一) 竿を掲げ木を斬り 反乱に立ち上がること。『漢書』卷三十一「陳勝項籍伝第一」に、「木を斬りて兵と為し、竿を掲げて旗と為す」とある。
 (一二) 稔知 詳細に知ること。熟知すること。
 (一三) 俯准 お許し。
 (一四) 嚮導 道案内人。先導者。
 (一五) 校逞 悪賢くて横暴なこと。
 (一六) 無疆 限りのないこと。無限の。
 (一七) 与国 同盟国。ここでは、清国を中心とする冊封体制下の各国。
 (一八) 光天化日 からりと晴れ渡った天気。白日。転じて聖代をいう。晴天白日の意味で、暗黒時代の対概念。
 (一九) 蔡以讓 琉球名未詳。

〔解説〕

向徳宏等は「光緒十年十月初二日（一八八四年十一月十九日）、（左宗棠の）轄下に叩謁し」て前掲の請願書（二三）を提出してからはほぼ五カ月後に、再びこの請願書（二四）を提出したわけであるが、この間に清仏戦争は最終局面にさしかかりつつあった。馬江の敗戦を経て、督弁福建軍務に任命された左宗棠は、福州へ赴任して清仏戦争の最終局面に直接立ち会うことになるわけであるが、この間の情勢の展開を、郭廷以編『近代中国史事日誌』に拠って概観してみよう。

- 一八八五年一月二十三日〔光緒十年十二月八日〕 左宗棠、四百万両の外債を借り、輪船を購入して台湾へ兵員を輸送することを許される。
 同年二月十二日〔光緒十年十二月二十八日〕 清仏両軍、諒山付近で激戦。
 同年二月十五日〔光緒十一年一月一日〕 台湾援軍の南洋艦船、浙江省石浦でフランス艦船に撃沈される。
 同年二月二十日〔光緒十一年一月六日〕 左宗棠・楊昌濬、旗昌洋行・滙豊銀行と総額四百万両の借款契約を締結する。
 同年二月二十三日〔光緒十一年一月九日〕 フランス軍、鎮南関を陥落させる。
 同年三月五日〔光緒十一年一月十九日〕 基隆のフランス軍、月眉山を陥落させる。劉銘伝、淡水（台北）より援軍を出す。
 同年三月二十四日〔光緒十一年二月八日〕 フランス軍、臨洮へ侵攻、岑毓英、フランス軍を破る。フランス軍、再び鎮南関を攻撃。馮子材、力戦してフランス軍を破る。
 同年三月二十九日〔光緒十一年二月十三日〕 馮子材、諒山を回復し、フランス軍を大敗させる。

同年三月三十一日〔光緒十一年二月十五日〕 フランスのフェリー内閣、総辞職。フランス軍、澎湖島を占領。

同年四月四日〔光緒十一年二月十九日〕 キャンベル（中国海関ロンドン局長）、パリでフランス代表ビオーと中仏和平草案（パリ議定書）に調印。

同年四月十三日〔光緒十一年二月二十八日〕 パリ議定書を批准。天津仮条約（李鴻章・フルニエ草案）を基礎として確定条約を議定せよとの勅令発せられる。

同年四月十六日〔光緒十一年三月二日〕 フランス軍、台湾封鎖を解除。同年六月九日〔光緒十一年四月二十七日〕 清仏新条約（越南条約）、天津において成立。清国、越南の宗主権を放棄。

同年八月十三日〔光緒十一年七月四日〕 左宗棠、督弁福建軍務を解任され、帰郷を許される。

同年九月五日〔光緒十一年七月二十七日〕 左宗棠、福州にて没す。

清仏戦争の最終局面の推移は、以上の諸史実によってほぼ概観することができる。軍事的にみれば、台湾戦線においてはフランス軍の攻勢が目立つものの、越南戦線においてはフランス軍は次第に清国軍の反撃を受けて劣勢へ追い込まれつつあったこと、一目瞭然である。しかし、越南戦線における戦況は必ずしも外交交渉の場に反映されず、最終的な清仏天津条約では、遂に越南に対する清国の宗主権は放棄されることとなった。

清仏戦争のさなかに、朝鮮をめぐる情勢も急速に展開した。フランス艦隊の北上に備えて、清国が朝鮮（京城）駐屯兵の一部を遼東半島へ移駐した際に乘じ、日本の影響下にあった朝鮮内部の開化党（独立党）が、クーデター（いわゆる甲申政変）を決定したのは、一八八四年十二月四

日（光緒十年十月十七日）のことである。しかし、開化党（独立党）のクーデターは清国軍の迅速な行動によってあえなく鎮圧され、金玉均・朴泳孝らの主要メンバーは日本へ亡命せざるを得なくなり、朝鮮における日本の影響力も大きく後退した。甲申政変の善後処理のために、「日本政府は参議宮内卿・伊藤博文を天津に派遣した。……天津においては、伊藤博文と北洋大臣李鴻章との間に、四月三日から十八日までの間、はげしい論争をまじえた交渉が行なわれ、十八日に天津条約が調印された」（坂野正高『近代中国政治外交史』三九〇～三九一ページ）。

この請願書（二四）の日付は一八八五年四月九日（光緒十一年二月二十四日）となっており、朝鮮問題をめぐって日清間に「はげしい論争をまじえた交渉が行なわれ」ていた時期にあたり、他方、越南問題をめぐって清仏間に「和平仮条約」が調印され（同年四月四日）、停戦から戦争終結へ向けて転回しはじめた時期にあたる。この請願書（二四）が提出された四月九日（旧暦二月二十四日）には、張之洞に対して「停戦撤兵」せよとの厳命が下されている（『近代中国史事日誌』第一冊、七七七ページ）。

向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちは、このような越南・朝鮮をめぐる事態の転回を、清国側の勝利として受けとめていたようである。この請願書（二四）においても、向徳宏たちは、一方で、台湾事件、琉球処分、壬午・甲申政変、越南をめぐる清仏戦争の相互関連性を洞察しながら、他方では、朝鮮・越南への清国軍の迅速な派遣によって日本やフランスの侵略を阻止することができたと判断し、琉球へも「兵輪船二三艘を簡派」してくれるように要請しているのである。しかも、琉球への派兵が実現するならば、先導役にあたりたいと申し出ているところに、向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちのただならぬ決意を読み取ることができる。

二五 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より督弁福建軍務左宗棠あて、琉球列島の戦略的重要性に鑑み、日本遠征軍を派遣して琉球を回復されたき旨の請願書

(原文)

琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏按司官向有徳等再具密稟謹陳管見竊以四海趨開化敵國遭滅亡日本豈惟欲敵國一遇之地其心勢必大有爲蓋外夷海道與中國所屬之琉球朝鮮越南以及臺灣內地近可相通狡焉思啓者必日本爲首先法夷越南之役日亦爲之助固其驗也敵國雖孤懸海外自閩臺灣經敵國屬島八重山太平姑米馬齒等山直達琉球實與中國氣脈貫通外各國往來中國者均通敵國洋面道光年間有荷蘭國人來敵國要買運天之地窺其意蓋欲作爲馬頭招集泰西各國船隻爲交易之所日人據有敵國亦欲擅其利也日性貪欲得隴望蜀敵國南邊屬島與臺灣相距僅四百里倘日本屯兵于此以張其勢非獨台地之患法夷與之串通亦大得力越南及中國南邊海岸幾爲喫虧倘蒙俯准簡派兵輪船前往敵國申討日罪敵國海道頗爲艱難已選熟習水道者留閩以備引導陸地則首里城郭地勢高聳城垣頗堅現雖爲日所據日兵不過一二百人預遣幹員入城盡驅出城人民久苦日虐敵愾同仇亦當效死從事若日船輪船續到爲助則彼國空虛中國自上海天津等處直取日本攻其無備易如反掌日本既震天威諸夷之陰謀自戢即欲妄有生心苦于海道遠遼亦有所禁而不敢發是征一啓亂之日本而不威拯既滅亡之琉球而示惠則一舉而威惠兩全且目前萬曆年間日本侵入敵國占去北邊大島等數島大島則日船往來敵國所取便並各國船隻由日之神戶大坂等處開洋來中國福州廣東等處所取道其又關緊要老中堂乘辦理敵國事之便使大島等數島仍舊隸入敵國則日船往來敵國並中國南邊各處先所憑藉船行之困自不敢任意往來從茲海氛靜息朝鮮越南等處相安于光天化日之下茲再存圖不惟敵國之幸事關正大敢冒死獻芻蕘之見當否俯賜裁奪謹附琉

球全圖一副恭呈鈞覽無任悚惶延頸待命之至密稟

光緒十一年二月二十四日

具密稟 琉球國陳情陪臣 紫巾官 向徳宏

按司官 向有徳

(讀下し文)

琉球國の陳情陪臣紫巾官向徳宏、按司官向有徳等、再び密稟を具へ、謹しみて管見を陳ぶ。

竊に以ふに、四海は開化に趨くも、敵國は滅亡に遭ふ。日本、豈に惟に敵國一隅の(土)地を欲するのみならんや。其の心は、勢い必ずや大いに爲めにするあらん。蓋、外夷の海道は、中國所屬の琉球・朝鮮・越南および台湾・内地と近くして相い通ずればなり。狡焉として(戰端を)啓かんと思ふ者ありとせば、必ずや日本、首先とならん。法夷の越南の役に、日本、またこれが助となるは、固より其の驗なり。

敵國、海外に孤懸すると雖も、閩(福建省)・台湾より敵國屬島の八重山・太平(宮古島)・姑米(久米島)・馬齒等の山(慶良間諸島)を経て、直ちに琉球に到達すれば、實に中國と氣脈貫通せり。外洋の各國、中國と往来する者も、均しく敵國の洋面を通過す。道光年間、荷蘭國人敵國に來りて運天の地を買はんことを要むるあり。其の意を窺ふに、蓋、馬頭(港)を爲りて泰西各國の船隻を招集し、交易を爲すの所と作さんと欲せしならん。日(本)人の敵國を擲有するも、また其の利を擅にせんと欲すればなり。日(本)人の(本)性は貪欲にして、隴を得て蜀を望む。敵國の南邊の屬島は、台湾と相い距たること僅かに四百里なり。(四)倘し、日本此に、兵を(駐)屯せしめ、以て其の勢力を張れば、ただに台地(台湾)の患のみならず、法夷これと串通すれば、また大いに力を

越南および中国南辺の海岸に得て、幾んど喫虧^(六)と為らん。備し、兵輪船を簡派^(七)し、敵国に前往して日(本)の罪を申討^(八)するを蒙らば、敵国の海道は、頗る艱難たるも、已に水道に熟習する者を選びて閩に留め、以て引導に備へんとす。陸地は即ち首里城郭、地勢高く聳へ、城垣頗る堅く、現に日(本人)の拠る所と為ると雖も、日(本)兵は一二百人に過ぎざれば、預め幹員を遣はして入城せしめ、尽く(日本兵を)駆りて城を出すべし。人民は久しく日本の虐(政)に苦しみ、敵愾して仇を同にすれば、また当に死を效^(九)して事に従ふべし。若し日本の輪船、統到して援助を為すも、彼の国は空虚たれば、中国、上海・天津等処より直ちに(道を)日本に取り、その備へ無き(所)を攻撃すべし。易きこと掌を反すが如し。日本既にして天威に震へば、諸夷の陰謀、自から戢^(十)まるべし。たとへ妄りに生心あらんと欲するも、海道の遼遠なるに苦しみ、また禁ずる所ありて敢へて発せざらん。是れ、一たび乱を啓く(十一)の日本を征して威を示し、既に滅亡するの琉球を拯^(十二)ひて恵を示せば、一挙にして威惠兩全たり。

且つ、前明の萬曆年間、日本、敵国に侵入し、北辺の大島等の数島を占去せり。^(三)大島は即ち日本船の敵国と往来するに便を取る所にして、並びに各国の船隻、日本の神戸・大阪等の処より開洋して中国の福州・広東等の処へ来るに道を取る所なり。其の地はまた緊要に関われば、老中堂(左宗棠)、敵国の事を弁理するの便に乗じて、大島等の数島を旧に仍^(四)つて敵国に隸入せしめられたし。即ち日本船の敵国並びに中国南辺の各処に往来するには、先ず憑藉する所にして船行乏困すれば自から敢へて任意に往来せざるべし。これより海氛静息し、朝鮮・越南等の処も、光天化日の下に相い安んぜん。茲に再び(生)存を図るは、ただに敵国の幸(福)なるのみならずなるなり。事は正大に関われば、敢へて死を冒して芻蕘^(五)の見を獻(呈)す。俯して裁奪を賜るべきや否や。謹しみて琉

球全図一副を付録し、鈞覽に恭呈す。悚惶して延頸待命の至りに任ふるなし。密に稟す。

光緒十一年二月二十四日(一八八五年四月九日)

密稟を具ふ。 琉球國陳情陪臣紫巾官 向徳宏

按司官 向有徳

〔語釈・訳註〕

(一) 按司官 按司(あじ、あんじ)は古琉球時代には琉球各地の政治的支配者を意味したが、近世期には国王・王子につぐ位階名となる。王叔・王子弟を王子と称し、その二代目以下は按司と呼ばれる。一八七九年の廢藩置縣により他の官位官職とともに廢止されたが、亡命琉球人たちは依然としてその称号を用い続けた。

(二) 法夷の越南の役に、日(本)、またこれが助となる。いかなる具体的な事実を指しているのか明らかではない。しかし、清仏戦争の時期にフランスの側から日仏提携による対清国共同戦線結成の申し入れがあり、日本側も「容れず拒まざるの間に於て彼の望みを維持」する態度をとり(「琉球所屬問題」『沖繩県史』15、三六三―三六六ページ)、清仏緊張の高まりに便乗して日仏提携の業振りをちらつかせながら、清国に琉球処分の既成事実を承認させるべく、露骨な外交工作を展開していた。のみならず、一八八四年十二月には朝鮮における甲申政変にコミットして、軍事的にも日本がフランスを側面から援助する筈に出たことは、周知の通りである(拙著『沖繩近代史研究』第一部第一論文参照)。

(三) 道光年間、荷蘭國人、……要むるあり。アヘン戦争後の一八四四(道光二四)年および一八四六(道光二六)年に、デュプランヤセシル提督の率い

- るフランス東洋艦隊所屬の艦船が来航し、琉球王府に対して、修好・貿易・布教を要求、沖繩本島北部の運天港付近に商館建設のための土地を購入したいと申し入れてきた事実を指す。このフランス艦船の来航事件は、薩摩・幕府へも通報され、幕末の日本を動揺させる導火線の役割を果たしたが、この事件に便乗して琉球を外国貿易の拠点にしようとする薩摩の貿易構想は、琉球王府の抵抗などにより現実化することはなかった(島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿易構想」『球陽論叢』所収、上原兼善「天保十五〜弘化三年の沖繩への外艦来航と薩摩藩」『南島史論』所収、参照)
- (四) 艦を得て蜀を望む 後漢の光武帝(劉秀)が天下統一の過程で、隴西(甘肅省)を平定し、さらに蜀(四川省)を望んだ時、一人は足るを知らざるに苦しむ。既に艦を平げて復た蜀を望む。一たび兵を發することに、頭髮は白となる」と述べたという故事に基づき、欲望には限りのないことを意味する(『後漢書』卷十七、「馮岑賈列伝第七」参照)。
- (五) 串通 連絡を取り合う。結託する。
- (六) 喫虧 損をすること。馬鹿をみることに。してやられること。
- (七) 簡派 選抜して派遣する。
- (八) 申討 糾弾する。言論で攻撃する。
- (九) 幹員 有能な役人。
- (一〇) 生心 陰謀を企むこと。異心をもつこと。
- (一一) 禁ずる所ありて 内外情勢に制約されて。当時、日本国内では明治十四年政変の後の政治経済危機、自由民権運動の高揚を経て激発した各地の激化事件があり、対外的には朝鮮における甲申政変後の清国との軍事的緊張が続いていた。
- (一二) 威恵両全 日本に対して清国の權威を示し、同時に琉球に対しても清国の恩恵を施すという点で、充分な成果をあげること。
- (一三) 前明の萬曆年間……大島等の數島を占去せり 薩摩藩の島津家久は、一六

〇九(慶長十四)年、樺山久高らの率いる三千余の軍勢を派遣して琉球王国を占領した。いわゆる慶長の役である。島津侵入、島津進入、島津の琉球入りなどともいわれる。琉球を占領した島津氏は、一方で、与論島以北の道の島(奄美大島諸島)を島津領として分割取得するとともに、他方で、琉球王国を存続させて薩摩への貢納を命じ、対明貿易の窓口として利用した(紙屋敦之「島津氏の琉球出兵と権力編成」『沖繩史料編集所紀要』5、その他参照)

- (四) 船行 船会社のことであるが、ここでは船舶の航行を意味する。
- (五) 乏困 欠乏する。疲労する。
- (六) 海氣 海辺の氣。海賊のこと。
- (七) 芻蕘の見 芻蕘とは草刈ときこり。身分の低い人。転じて自己の謙讓語。愚見の意。
- (八) 裁奪 決裁する。可否を決定する。

〔解説〕

この請願書(二五)も、前の請願書(二四)と同じ日付の一八八五年四月九日(光緒十一年二月二十四日)に、向徳宏・向有徳の連名で、督弁福建軍務左宗棠あてに提出されたものである。

越南をめぐる清仏戦争の戦後処理がはじまりつつあったこの時期に、向徳宏らがこの「密裏」(請願書(二五))を提出したのは、清国が越南問題解決の余勢を藉りて琉球問題の解決に着手する可能性ありと判断されたためであろう。従って、向徳宏らはこの機会に清国当局の目を琉球問題へ向けさせるべく、この請願書(二五)においては、琉球列島の地理的軍事戦略的重要性を強調することに主眼をおいている。

琉球列島の戦略的重要性については、向徳宏らが強調するまでもなく、

清仏戦争のなかで大きくクローズアップされていた。たとえば、清仏戦争さなかの一八八四年十月、フランスの新聞は次のように報じていたという。——「吾人（フランス人）要求ノ方針ハ、彼ノ台湾近海ニ散布セル所属曖昧ノマイコ諸島（即チ宮古島ノ訛音ナレドモ、先島ノ事ヲマイコ群島トモ云フアリ）ニ、我ガ修船場ト仮病院ヲ設置シ、以テ今日ノ急用ニ応スルニ在リ」（田代安定『八重山嶋取調始末外篇』）。台湾戦線を有利に展開するために、フランスは「所属曖昧ノマイコ諸島」＝宮古島に船舶修理工場と戦傷者収容のための病院を設置する方針であったというわけである（三木健「田代安定と近代八重山」『八重山近代民衆史』参照）。

また、一八九三年に琉球列島を踏査した笹森儀助は、八重山の役所員に「外国船来航ノ有無」を質問したところ、「清仏戦争ノ際、兩國艦交ル々々ヲ那國島近海ヘ投錨セシ」との回答に接している（『南島探験』八月二十四日の条）。

琉球諸島のなかでも台湾に近接する各島嶋の重要性がフランスと清國の両方から注目されつつあったものと思われる。しかし、フランスの船舶修理工場や病院設立の企図は実現しなかった。というのも、フランスは琉球諸島を「所属曖昧」の諸島とみなしていたといわれるもの、他方では、日本との同盟を志向し、清國に対して共同戦線を形成しようという画策していたからである（拙著『沖繩近代史研究』参照）。

もっとも、フランスが琉球列島の重要性に注目しはじめたのは、この請願書（二五）が指摘しているように、すでにアヘン戦争直後の一八四〇年代（道光年間）以来のことである（島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿易構想」『球陽論叢』、その他参照）。沖繩本島北部の運天港を東西貿易の拠点にしようとするフランスの企図は、諸般の事情で挫折したとはいえ、琉球の地理的戦略的重要性は、すでに世界貿易の面からも

クローズアップされつつあったのである。従って、軍事戦略の見地からだけでなく、貿易経済の見地からも、琉球の地理的重要性を強調した向徳宏らのこの請願書（二五）は、かなりの説得力をもちえたものと思われる。

なお、この請願書（二五）において、島津の琉球侵入の際割取された奄美大島諸島の返還要求が持ち出されていることは、とりわけ注目し値する。ここでは、二世紀半も前に薩摩藩（島津氏）に侵略された歴史的经验が、琉球処分という再度の「民族」的危機の渦中において想起されているのである。奄美諸島をも「琉球」の範疇に入れてとらえ、その返還を要求して已まない亡命琉球人たちの「自己意識」を、時代錯誤の妄想として一笑に付すことは容易である。しかし、琉球の歴史を内在的に理解しようとすれば、このような亡命琉球人たちの「自己意識」の内実を解明する課題を避けて通ることはできないであろう。

二六 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より閩浙總督楊昌濬（？）

あて、朝鮮・越南救援の先例に準じて琉球救援軍を派遣し、その先導に亡命琉球人を充てられたき旨の請願書

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官向徳宏等爲下情迫切泣懇恩准據情奏請皇猷迅賜興師問罪還復君國以修貢典事竊宏等於光緒十年十月十七日叩謁轅下泣懇復國復君十二月初八日謹奉憲批現在法事正辦辦理海防勢難兼顧暫從緩議等因由司轉札福防廳知照前來奉此理宜靜候惟近日住日華商旋閩之便接誦敵國密函内云日人又掠迫敵國主拘禁日京且令敵國主招回住在中國各使臣敵國主不敢聽從等情宏等聞信之下肝膽崩裂側念敵國雖孤懸海外久沐天恩宏等生不願爲日國屬人死不願爲日國屬鬼寡君無罪久羈於日爲臣子者能

不痛心所以暫延殘喘者仰仗天朝援拯耳若再曠日持久恐人迫害敵國主宏等
徒死於日人之手曷絕食死於轅下此所以不敢言而又不能不言者也窃窺日人
發禍之初先於臺地試其端繼於敵國行其虐遂於朝鮮呈其暴而法夷亦侵越南
同是天朝赤子遭其荼毒今且拘寡君以去矣若復任其橫行彼將謂天朝置敵國
於度外遂生不測之變非特數百年國脈從是而斬其禍更不可知者幸值侯相
老中堂視師閩中宏等歷經叩謁相府瀝情泣懇救難令再除稟撫靈暨藩憲防惠
詳請外不得已冒叩轅下呼號泣血懇求督憲左大人恩憐慘情會同侯相左中堂
迅速奏明皇上簡派輪船二三艘先往敵國問罪日人敵國雖僑人民久矢敵愾同
仇仰見王師下臨球境自當揭竿斬木效死前驅盡逐日人出境有德並在館人等
稔知向德宏於敵國與日人交涉事件並於日本風土人情能詳知悉倘蒙俯准宏
願充爲鄉導庶乎日人震懾天威狡逞之心從是而戢俾國主得歸宗社亡而復存
非特敵國君民永戴聖朝無疆之德且與國共安於光天化日之下是征一發戢之
日本而示威拯既滅亡之琉球以示惠一舉威惠兩全也敵國有國之年仰沐皇上
恩施實出老大人之賜上自國主下至人民生世感戴皇恩德於無既矣須
至稟者

代辦存留事務 蔡以讓

陳情都通事 鄭輝煌

陳情陪臣宗室按司 向有德

光緒十一年二月 日具稟 琉球國陳情陪臣紫巾官 向龍光

陳情陪臣紫巾官 向德宏

前進貢京回都通事 蔡德昌

陳情都通事 鄭輝炳

陳情通事 楊紹榮

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情陪臣紫巾官向德宏等、下情迫切なれば、情に
拠りて奏請するを恩准せられ、皇猷もて迅(速)に師を興して(日本の)
罪を問ひ、君國を(返)還復(帰)せしむるを賜り、以て貢典を修めん
ことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、向德宏等、光緒十年十月十七日(一八八四年十二月四日)に於
て轅下に叩謁し、國を(回)復し君を復(帰)せしめられんことを泣懇
せり。十二月初八日(一八八五年一月二十三日)、謹しみて憲批を奉じ
たるに、現在、法事(清仏戦争)正に棘(急)なれば、海防を弁理する
に、勢い兼顧し難し。暫く緩議に従ふ等の因あり。布政使より福(建海)
防庁へ軋札せる知照(三)前奉せり。此れを奉じて理として宜しく静かに候
つべし。

惟だ、近日、日(本)に住むの華商、閩に旋るの便あり。(必)接す
るに、敵國の密藏を誦せり。内に云へらく、日(本)人、又敵國主を掠
迫し、日京(東京)に拘禁す。且つ敵國主をして中國に在住するの各(國)
使臣を招回せしめんとす。敵國主敢へて聽従せず等の情あり。(向德)
宏等、信(ニュース)を聞するの下、肝胆崩れ裂けんとなす。

惻念するに、敵國、海外に孤懸すると雖も、久しく天恩に沐すれば、
(向德)宏等、生きては日(本)國の属人と爲るを願はず、死しては日
(本)國の属鬼となるを願はず。寡君罪なくして久しく日(本)に羈が
るれば、臣子たる者、心を痛めざる能はんや。暫く残喘を延ばす所以は、
仰ぎて天朝の援拯に仗らんとするのみ。若し、再び日を曠ふして持久す
れば、(日本)人、敵國主を迫害するを恐る。(向德)宏等、徒に日
(本)人の手に死するよりは、曷んぞ絶食して轅下に死せざらんや。此
れ、敢へて言はざらんとして又言はざる能はざる所以の者なり。

窃に窺ふに、日（本）人の禍を發すの初は、先に台地（台湾）に其の（事）端を試み、繼いで敵国に其の虐（政）を行なひ、遂に朝鮮に其の暴（力）を呈す。而して法夷（フランスの野蛮人）もまた越南を侵略せり。同に是れ、天朝の赤子にして、其の荼毒に遭ふ。今日に寡君を拘へて以て去れり。若し、復た其の横行するに任せれば、彼將た天朝は敵国を度外に置くと謂ひて遂に不測の（禍）変を生ぜん。ただに數百年の國脈、これよりして斬らるるのみならず、其の禍は更に知るべからざる者あり。

幸ひ、侯相老中堂（左宗棠）、師を閩中に視るに値り、（向徳）宏等、歷經相府に叩謁し、（心）情を（披）瀝して救難を泣懇せり。今、撫憲および藩憲・防憲に稟して詳請するの外、已むを得ず轅下に冒叩し、呼号泣血して、督憲左（楊昌濬力）大人に懇求す。（琉球の）惨情を恩憐せられ、侯相左中堂（左宗棠）と会同して迅速に皇上に奏明し、輪船二三艘を簡派して先に敵国に往かしめ、日（本）人を問罪せしめんことを、敵国、憐なりと雖も、人民久しく敵愾して仇敵を同にするを矢へり。仰ぎて王師の球境に下臨するを見れば、自ら当に竿を掲げて木を斬り、死を效して前驅し、尽く日（本）人を驅逐して國境に出すべし。（向）有徳並びに琉球館に在るの人等は稔知せり。向徳宏は敵国と日（本）人と交渉事件につき、並びに日本の風土人情につき、能く詳細に知悉せり。尙し俯准を蒙らば、（向徳）宏、嚮導に充為らんことを願ふ。日（本）人、天威に震懾し、狡逞の心、これより戢まり、國主をして帰るを得せしめ、宗社亡びて復た存せしむるに庶からん。ただに敵国の君民、永遠に聖朝無疆の徳を戴くのみならず、且つ与國も共に光天化日の下に安んぜん。是れ、一たび乱を發すの日本を征して威を示し、既に滅亡するの琉球を拯ひて以て恩恵を示せば、一挙にして威恵兩全たり。敵国、國を有つの年ありて、仰ぎて皇上の恩施に沐するは、実に老大人の賜より出るな

らん。上は國主より下は人民に至るまで、生々世々、皇恩憲徳を感戴して既るなし。須らく稟に至るべき者なり。

光緒十一年二月 日（二八八五年三月四月 日）

- 代辦存留事務 蔡以讓
- 陳情都通事 鄭輝煌
- 陳情陪臣宗室按司 向有徳
- 陳情陪臣紫巾官 向龍光
- 陳情陪臣紫巾官 向徳宏
- 前進貢京回都通事 蔡徳昌
- 陳情都通事 鄭輝炳
- 陳情通事 楊紹榮

〔語釈・訳註〕

- (一) 憲批 上司の回答。ここでは閩浙総督楊昌濬の回答のことと思われる。
- (二) 緩議 事態の解決（決着）を遅らせるべしとする意見。一時延期して改めて相談すること。
- (三) 軋札 文書を転送すること。移送する。
- (四) 知照 通知する。上位の者から下位の者へ照会する。照会。通知。
- (五) 日を曠ふして持久 無駄に日時を費やすこと。
- (六) 撫憲 巡撫のこと。ここでは福建巡撫劉銘伝を指す。但し、劉銘伝は光緒十一年九月五日（一八八五年十月十二日）に台湾へ移駐しているため、福建巡撫の事務は実質的には閩浙総督の楊昌濬が兼任することになった（銭実甫編『清季重要職官年表』二〇〇、一四六ページ参照）。
- (七) 藩憲 布政使のこと。ここでは、福建布政使の沈葆楨を指す。沈葆楨は光

緒七年(一八八一年)から光緒十一年六月十日(一八八五年七月二十一日)まで、福建布政使の任にあった(錢実甫編『清代職官年表』参照)。

(八) 防憲 駐防大臣のこと。ここでは、福建駐防大臣の穆圖善(滿州人)を指す。穆圖善は光緒五年六月十七日(一八七九年八月四日)から光緒十三年十月十六日(一八八七年十一月三十日)まで、福建駐防大臣の任にあった(錢実甫編、前掲書)。

(九) 督憲 總督のこと。ここでは、閩浙總督の楊昌濬を指すものと思われる。

左は楊の誤りであろう。楊昌濬は光緒十年七月より光緒十四年二月まで總督の任にあった(錢実甫編、前掲書)。

(一〇) 王師 天子の軍隊。ここでは清国軍を指す。

(一一) 球境 琉球の国境。

(一二) 震懾 震えあがる。おびえる。

(一三) 聖朝 清朝のこと。

(一四) 向龍光 琉球名未詳。向龍光は請願署名人のなかでは官位が高く、中心人物の一人と思われる。ちなみに、「仮令、君ノ命ナレバトテ、国家ノ為メニハ從ハザル事モアルモノナリ」(『琉球所屬問題』『沖繩県史』15、三八一ページ)と豪語して憚らなかつた琉球内の救国運動の指導者の一人・津嘉山親方が、光緒十一年三月に福州へ到着していることから、向龍光は津嘉山親方の唐名である可能性が高い。しかし、この請願書(二六)の日付は光緒十一年二月 日となっているので、なお検討の余地がある。請願書(二七)の「語釈・訳註」を参照のこと。

(一五) 鄭輝炳 琉球名未詳。

(一六) 楊紹榮 琉球名未詳。

〔解説〕

この請願書(二六)も前掲の請願書(二四)(二五)とはほぼ同時期に作成されたものと思われる。とりわけ、この請願書(二六)と前の請願書(二四)には、多くの類似性が見出され、ほとんど同様の内容である。たとえば、両者とも、①日本在住の中国商人が福建省へ帰り、琉球国王の密書を亡命琉球人へ伝えたこと、②日本の侵略活動は「征台の役」にはじまり、琉球・朝鮮へ拡大し、フランスの越南侵略を誘発したこと、③朝鮮・越南の問題が清国軍の迅速な行動によって解決されたように、同じ冊封体制内の琉球を救援するためにも清国軍を派遣してもらいたいこと、④清国軍を琉球へ派遣することになれば、亡命琉球人を水先案内人として活用してもらいたいこと、⑤清国軍が琉球へ向かえば、琉球内の人民も決起して日本人を追い出すであろうこと、などを指摘している。文章表現上も九割以上は同一字句を用いているとみてよい。ただ、両者の相違するところは、請願署名人の氏名と宛先だけである。署名人についていえば、この請願書(二六)だけに署名しているのは、向龍光・鄭輝炳・楊紹榮の三名で、他の五名(向徳宏・向有徳・蔡徳昌・蔡以讓・鄭輝煌)は、請願書(二四)と(二六)のいずれにも署名している。宛先についていえば、請願書(二四)の場合は督弁福建軍務の左宗棠であるが、請願書(二六)の場合は「今、撫憲および藩憲・防憲に稟して詳請するの外、督憲左大人に懇求す」とあって、總督宛に作成されたものと思われる。しかしながら、この時期、すなわち光緒十一年二月頃の閩浙總督は楊昌濬であって、「左大人」は左宗棠ではない。おそらく「左大人」は楊大人の誤りであろう。いずれにせよ、亡命琉球人の向徳宏らは督弁福建軍務の左宗棠をはじめ、總督・巡撫・布政使・駐防大臣などの地方当局者に、あらゆる機会をとらえて請願書を提出し続けていたわ

けである。

二七 琉球国の陳情陪臣紫巾官向龍光等より督弁福建軍務左宗棠あて、日本統治下の琉球の惨状に鑑み、朝鮮甲申政変の善後処理のついでに、琉球問題の同時解決を謀り、日本讓歩せざれば遠征軍を派遣して琉球を復旧すべく、尽力されたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情陪臣紫巾官向龍光等爲國滅主執待拯孔急泣懇據情具奏迅賜復國復君以修貢典事竊敝國叨蒙代膺王爵世列屏藩會典恪導二年一頁二百餘年于茲矣詎料光緒元年日人乃竟阻進貢慶賀各大典復於光緒五年率兵侵入敝國滅宗社囚孤主闔國臣民被迫父子離散號泣載途異慘曷極刻君民翹首北望惟冀天威大震正日罪以復藩邦不啻大旱之望雲霓焉前敝國主爲宗社計會遣使臣賚持密咨來閩請援至再至三衆官等爲君國計亦屢遣官吏傳知留閩使臣瀝情稟請呼籲之情甚至均未蒙辦理由是陪臣宗室按司向有德紫金官金培義等先後來閩陳情匍叩列懇懇請具奏迅賜援師以蘇水火節蒙憲諭各宜靜候是國家滅亡以來君辱民僞日甚一日客歲七月該日人使敝國主依限歸國限期甫滿日人即催促赴日且日官又嚴令各村島婦人留置教堂受教間有不遂者即勒其父兄召之被辱之事不堪屢述十月間又將由閩回之紫巾官及官吏跟隨等甘餘人下獄痛拷責以請援之罪徑行無忌極然敝國雖孤懸海外固與朝鮮越南同爲天朝屬國世修貢 日人以敝國貢獻故敢阻敝國侵敝國奇勒敝國弱滅敝國之君臥薪嘗膽敝國之官民泣血飲恨雖勢窮力竭國亡而心終未亡所以冒瀆求援者惟願長庇天朝宇下也尤以皇上懷柔之至仁中堂奠安之略必不置敝國於度外引領待命知必重沐恩光刻下待者久待迫者愈迫敝國生不願爲日

國屬人死不願爲日國屬鬼又不忍住以待斃光與衆官等並前任國相法師彼此參議計無所出惟有濟懇天朝而已故率都通事鄭輝炳等坐駕土小船于本年二月二十四日夜在本國與那原津開船三月初三日到驛聞越南解圍法夷有求和之意朝鮮之事日使已進京矣一震天威不難成議而敝國尚未知如何辦理茲特瀝情泣懇中堂俯憐之國之慘據情具奏乘此日使在京議朝鮮事請將敝國之事一并受讓倘日人仍然狡逞乞天朝迅賜援師震奮處寔掃清雲霧敝國得復國復君永修貢典億萬年長荷天恩實亦中堂之賜也切稟

蔡以讓
鄭輝煌
向有德
向龍光
琉球國陳情陪臣
光緒十一年三月具稟

向德宏
蔡德昌
鄭輝炳
楊紹榮

〔訳下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情陪臣紫巾官向龍光等、國滅び主執へられ、拯を待つこと孔だ急なれば、情に抛りて具奏せられ、迅(速)に國を(回)復し君を復(帰)せしむるを賜りて、以て貢典を修めんことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、敝國、叨けなくも代々王爵を膺け世々屏藩に列なるを蒙り、會典に恪遵して二年に一貢して茲に二百余年なり。詎ぞ料らん。光緒元年(一八七五年)、日(本)人乃ち竟に進貢・慶賀の各大典を阻む。復た

光緒五年(一八七九年)、兵を率ひて敵國に侵入し、宗社を滅ぼし、孤主を囚ふ。闔國の臣民、父子離散を迫られ、号泣途に載つ。異惨いづくんぞ極まらざらんや。刻々、君民首を翹げて北望し、惟だ天威大いに震ひて日(本)の罪を正し、以て藩邦を(回)復されんことを冀ふのみ。ただに大旱に雲霓を望む(が如き)のみならざるなり。

前に敵國主、宗社の為めに計り、曾て使臣を遣はし、密咨を齎持して闕に來たりて救援を請はしむること、再三に至る。衆官等、君國の為めに計りてまた屢々官吏を遣はし、闕に留まるの使臣に伝知し、(心)情を(披)瀝して稟請せしむ。呼び籲るの情、甚だしきに至るも、均しく未だ弁理を蒙らざるなり。是によりて陪臣の宗室按司向有徳、紫巾官金培義等、先後して闕に來りて情を陳べ、列憲に匍叩し、迅(速)に授師を賜ひて以て水火より蘇へらしむるを具奏せられんことを懇請せり。節々憲諭を蒙りたるに、各々宜しく静かに候つべし、とあり。

是れ、國家滅亡より以來、君辱められ、民偽かれること、日一日より甚だし。客歲(光緒十・一八八四)七月、該日(本)人、敵國主をして限に依りて帰國せしむるも、限期満つるやいなや、日(本)人則ちに催促して日(本)に赴かしめたり。且つ、日(本)の官(吏)、また各村島の婦人に厳令して教堂に留置して教を受けしめ、間々遂さざる者あれば、即ちにその父兄を(抑)勒してこれを召(喚)せしむ。(屈)辱を被るの事、屢述するに堪へざるなり。十月の間、また闕より回るの紫巾官および官吏・跟隨等二十余人を將つて獄に下して痛く拷(問)し、責むるに(救)援を請ふの罪を以てせり。徑行無忌なること極然たり。

敵國、海外に孤懸すると雖も、固より朝鮮・越南とともに天朝の屬國と為りて世々貢獻を修む。日(本)人は敵國の貢獻の故を以て、敢へて敵國を阻み、敵國を侵(略)し、敵國を苛勒して翦滅せり。敵國の君は臥薪嘗胆し、敵國の官民は泣血して恨みを飲む。勢窮まり力竭きて國亡ぶ

と雖も、心は終に未だ亡びざるなり。冒瀆て(救)援を求むる所以は、惟だ長く天朝の宇下に庇(護)せらるるを願ふのみ。もつとも、皇上の懷柔の至仁、中堂(左宗棠)の莫安の方略を以てすれば、必ずや敵國を度外に置かざるべし。引領して命を待てば必ず重ねて恩光に沐するを知るなり。刻下、待つ者は久しく待ち、迫る者は愈々迫る。敵國(人)、生きては日(本)國の屬人と為るを願はず、死しては日(本)國の屬鬼と為るを願はず、また住まりて以て斃るるを待つに忍びざるなり。

(向龍)光、衆官等並びに前任の國相・法師と彼此參議するも、計の出る所なく、惟だ、濱ねて天朝に懇ふあるのみ。故に都通事鄭輝焯等を率いて土小船に坐駕し、本年二月二十四日(一八八五年四月九日)の夜、本國の与那原津にありて開船し、三月初三日(新曆四月十七日)に(福州柔遠)駅に到る。聞くに、越南は(包)圍を解き、法夷は和を求むるの意あり、朝鮮の事は、日(本)の使者すでに(北)京に進めり、と。

一たび天威を震へば、議を成すに難からざるなり。而れども、敵國はなおいまだ如何に弁理するやを知らざれば、茲に特に(心)情を(披)瀝し、中堂、敵國の慘状を俯(察)憐(憫)し、情に抛りて具奏せられんことを泣懇す。此に日(本)の使(者)、(北)京に在りて朝鮮の事を議(論)するに乗り、敵國の事を將つて一并に議論せられんことを請ふ。もし日本人、仍然として狡逞すれば、乞ふらくは、天朝、迅(速)に授師を賜り、震奮ひて寔処(る)が如く、雲霧を清掃せられんことを。敵國、國を(回)復し君を復(婦)せしむるを得ば、永(遠)に貢獻を修めん。億万年、長く天恩を荷なくするは、実にまた中堂の賜なり。切に稟す。

光緒十一年三月(一八八五年四月、あるいは五月)稟を具ふ。

蔡以讓

鄭輝焯

琉球国陳情陪臣

向有徳

向龍光

向徳宏

蔡徳昌

鄭輝炳

楊紹榮

〔語釈・訳註〕

(一) 宗社 宗廟社稷。転じて國家を意味する。

(二) 異惨 きわめて悲惨なこと。

(三) 大早に雲霓を望む 雲霓とは雲と虹のことで、雨の降る兆候を意味する。

日照り続きに雨雲を見たようだとの意味。『孟子』梁惠王下に「民之を望

むこと、大早に雲霓を望むが若きなり」とある。

(四) 衆官等 琉球国内の多くの役人たち。

(五) 向有徳 浦添朝忠(按司奉行)の唐名。前出。

(六) 金培義 澤岷安本の唐名。金培義(澤岷安本)に関する「訳問調査」によ

れば、金培義は「明治十六年旧十月十九日、小禄間切儀間村儀間船へ……

秘カニ乗込、清国へ向ケ那覇港出帆、風波ヲ凌キ、漸ク同年十月二十六日、

支那浦ト申ス処へ着、夫ヨリ唐船ニテ廈門ニ送ラレ同所ヨリ英船ニ乗リ込

……其翌日福州港へ到着、上陸ノ上、琉球館へ投宿致候事」とあり、さら

に福州で約一年間請願運動に参加した後、「明治十七年十一月二十九日清

国ヨリ帰国」したという(『沖繩県史』13、三三二―三三三ページ)。

(七) 列憲 上司たち。ここでは福建当局。

(八) 跟随 従者。お供の者。

(九) 径行無忌 意のままに行い憚るところがないこと。

(一〇) 苛勅 厳しく搾取る。

(一一) 宇下 軒下。配下。

(一二) 奠安 天下を安定させること。

(一三) 引領 首を伸ばして待ち望むこと。

(一四) 向龍光 光緒十一年二月日付の請願書(二二六)の署名人の一人であるが、

この請願書(二二七)によれば、「本年(光緒十一年)二月二十四日の夜、

本国の与那原津にありて開船し、三月初三日に(福州柔遠) 駅に到る」と

いう。ちなみに、「琉球人神山庸忠訳問調査」によれば、「津嘉山親方父

子、平田、又吉、小波蔵、高良等、乗組タル津嘉山船へ、本年(明治十八

年・光緒十一年)旧三月ニ(福州へ)着船シ」云々とある(『琉球所屬問

題』『沖繩県史』15、三八二ページ)。以上の事実から、向龍光は津嘉山親

方の唐名であるとみて、ほぼ間違いのないと思われる。

(一五) 鄭輝炳 請願書(二二六)の署名人の一人でもあるが、向龍光とともに渡清

亡命したということであるから、平田親雲上・又吉親雲上・小波蔵親雲上

・高良親雲上のうちのいずれかの唐名であろう。

(一六) 震雷ひて霆処る(が如く) 雷鳴が激しく奮い立ち鳴り響くように。

(一七) 光緒十一年三月 この請願書(二二七)には正確な日付はないけれども、「亀

川盛棟訳問取調査」によれば、向龍光(津嘉山親方)がこの請願書(二二七)

を提出したのは、光緒十一年三月十八日(一八八五年五月二日)のことと

あるという(『沖繩県史』15、三七四ページ)。

〔解説〕

この請願書(二二七)の署名人八名のうち、中心人物は向龍光である。

向龍光は津嘉山親方の唐名であると推定してほぼ間違いのない(「語釈・

訳註」参照)。

この請願書(二七)の記録するところによれば、向龍光(津嘉山親方)が「都通事鄭輝炳等」五名の同志を引き連れて福州へ到着したのは、一八八五年四月十七日(光緒十一年三月初三日)のことであった。琉球内における救国運動の最高指導者の一人であった津嘉山親方(向龍光)の渡清亡命は、琉球救国運動に一つの転機が訪れたことを示す事件であったといえる。

一八八四、八五年は、確かに琉球救国運動にとって一つの転機であった。越南をめぐる清仏戦争、朝鮮における甲申政変などは、東アジアにおける国際緊張を激化させ、琉球問題の動向をも左右しないわけにはいかなかったからである。越南・朝鮮問題をめぐる清国の迅速な軍事行動に鼓舞された琉球士族たちは、琉球問題を越南・朝鮮問題と連動させて解決しうる絶好の機会が到来したと判断したのであろう。かくて、一方では、琉球復旧請願のために波濤を越えて渡清亡命するものが相繼ぐとともに、他方では、亡命地の福州から秘かに琉球へ帰り、琉球問題をめぐる清国内の情報を誇張して伝え、いまにも清国の援軍が到来するかのような幻想をふりまくものも少なくなかった。

たとえば、沖縄県御用掛の久高盛政・大湾朝功らが一八八四年七月頃「探聞」したところによれば、清国からの帰国者たちは、次のように言い触らしたという。——「抑、本国〔琉球〕、清帝へ旧復ヲ要スル嘆願書ヲ呈シ、八九年間経過スルモ無沙汰ニ置キタルハ、抑モ事故有之。七八年前ヨリ、伊犁及ビ安南事件、尋テ騒擾起リ、琉球事件ニ着手スル運無之、多年捨置キタル由。然ルニ、右両国ノ葛藤和議ヲ整ヒ、最早靜謐ニ帰シ候ニ付、琉球事件ニ着手候由。尤も談判整ハサルトキハ、兵ヲ起シ日本ヲ征服スル目的ニテ、何レ本年(一八八四年)旧曆八月頃ニハ、日本及ビ琉球へモ、清国軍艦ヲ遣送旨、清政府ヨリ下命有之、依テ安心シ、今般數十名帰国シタリ」(『沖縄県史』13、三二三ページ)。「仏

軍、台湾ニモ敵スル能ハス、最早引退ケタル由、就テハ、清国最早靜謐ニ帰シ、目下琉球救ヒノ事件ニ着手シ、万事用意ヲ為スコトナレバ、殊ニ依リ、本年中ニモ救ヒ方有之ナラン」(同上)。

福州から帰った琉球士族たちの伝える情報は、琉球内では「半信半疑」で受けとめられ、清国が「追々救ヒ方有之ナラント信認シ居」るものも少なくなかったと言われる。

むろん、明治政府の側も琉球士族層の救国運動を黙認し放置していたわけではない。明治政府は沖縄県当局は、一方では、情報網を張り巡らせて、渡清亡命を企てるものや清国から秘かに帰国したものを逮捕拘留し、徹底的に取り締まるとともに、他方では、旧慣温存政策を再確認しつつ、琉球士族層の「既得権」(秩禄など)を保証する措置を強化した(拙著『沖縄近代史研究』参照)。のみならず、琉球救国運動の大義名分を失わせるために、尚家一族を「活用」する方策が採用された。

たとえば、明治政府は沖縄県当局はまず、尚泰の嫡子尚典を帰郷させた。尚典は一八八四(明治十七)年二月十六日に那覇へ到着し、一ヶ月あまり滞在して琉球士族たちに明治政府への恭順を説いた。まもなく、那覇を出発して横浜へ着いたのは、同年四月七日のことである(東恩納寛淳『尚泰侯実録』)。尚典の帰郷は琉球士族層の反日感情をやわらげるのに効果があったと見えて、明治政府は尚泰に対しても「着県後、…必ず方向相誤り申さざるよう、一般へ説諭」するとの誓約書を提出させた上で、一時帰郷を許可するにいった(『那覇市史』資料篇、第二巻中の四、二〇七ページ)。

同年八月二十三日、「出迎えの人、雲集雀躍」するなかを帰郷した尚泰は、沖縄県当局の手厚い歓待をうけつつ、くりかえし県政への恭順を琉球士族たちへ呼びかけ(西村捨三『御祭草子』)、「近ごろ清国へ脱走の企にて警察署のとりしらべを受け」るものもあると聞かすが、このよ

うな「心得違いの者」がいては「拙者にも迷惑をかけ」ることになるので、「心得違ひ」のないよう「厚く注意」されたい、との「諭達」を發した（『沖繩県史』13、三一八ページ）。明治政府へ恭順せよとの尚泰自身の説教は、琉球救国運動の最大の大義名分を否定するものであったから、琉球士族層は苦惱に満ちた選択を迫られることとなった。かくて、琉球士族層の主流は、不本意ながらも方向転換を余儀なくされ、次第に救国運動から身を引かざるを得なくなる。

しかし、琉球士族層のなかには、尚泰の説教も「赤心ヨリ出テスシテ、朝廷ヲ憚リ、心ナラスモ表面丈ケ此事ヲ御達相成タル事」と受けとめるものがあり、あるいは「假令、君ノ命ナレハトテ、国家ノ為メニハ従ハサル事モアルモノナリ」と反発するものもいた（『琉球所屬問題』『沖繩県史』15、三七七ページ）。君主よりも国家を優先し、断固として「琉球」自体を保守しようと決意したものの一人が、この請願書（二七）の署名人の中心人物たる向龍光（津嘉山親方）であった（比屋根照夫「脱清行動の論理」『自由民権思想と沖繩』参照）。

向龍光（津嘉山親方）と尚泰がどのような論戦を交えたのかはよくわからない。とはいえ、琉球滞在五ヶ月間に、尚泰が琉球救国運動の最有力の指導者たる向龍光（津嘉山親方）の言動を批判したことは、十分考えられることである。おそらく、向龍光（津嘉山親方）は尚泰との「理論的対決」を通じて、「假令、君ノ命ナレハトテ、国家ノ為メニハ従ハサル事モアルモノナリ」という新たな思想的地平に到達し得たのである。ここには、近代ナショナリズムへの志向の萌芽が胚胎していることに注目しておきたい。ちなみに、尚泰婦郷中の琉球士族層の動向をめぐって、沖繩県御用掛の久高・大湾両名が提出した「風説探偵書」によれば、尚泰の琉球滞在延期を出願することに反対した「頑固ノ輩共」は、これまで清国に対する請願書のなかで尚泰の東京への連行、幽閉の事実

をくりかえし強調してきたのに、「今般、尚泰公カ帰県セシハ、清帝ニ対シ、不都合ヲ生シ、嘆願ノ故障相成儀ニ有之。就テハ、早ク帰京セシメンコトヲ要ス」と主張したという（『沖繩県史』13、三二二ページ）。五ヶ月近くの滞在期間を終えて、尚泰が那覇を出発したのは一八八五（明治十八）年一月二十四日のことであった（『尚泰侯実録』）。その後、向龍光（津嘉山親方）も琉球を脱出し福州へ向かった。尚泰の「諭達」を自らの行動によって否定し、「琉球救国」というより高い理念（大義名分）に従って運動を継続する決意を明示したのである。

福州到着後、向龍光（津嘉山親方）はただちにその「決意」を実行に移し、この請願書（二七）を提出したわけであるが、この請願書（二七）は尚泰の一時帰郷、清国からの帰還者の逮捕拘留といった最新情報を伝えており、向龍光（津嘉山親方）らの切迫感にある種のリアリティを与えている。

向龍光（津嘉山親方）らの切羽詰った請願に対する督弁福建軍務左宗棠の返答は、依然として、「沖繩ノ陪臣ハ四五百里ノ波濤ヲ凌キ、国事ノ為メ嘆願ニ来ルハ、実ニ感心ノ事ニ付、是マテ呈出セシ願書類ハ相纏メ、北京総理衙門へ差回ル様取計フヘキニ依リ、何分ノ御達相成ル迄、静ニ待チ居レ」（『沖繩県史』15、三七四ページ）という従来の返答の繰り返しにすぎなかった。ただし、清仏戦争に忙殺されていた左宗棠には、向龍光（津嘉山親方）らの亡命琉球人の請願を積極的に取り上げる余裕はなかったし、また琉球問題を直接管轄していたのは、総理衙門や北洋大臣李鴻章であって、左宗棠の影響力には限界があったからである。

二八 琉球国の陳情陪臣紫巾官向徳宏等より清国全権大臣あて、琉球処分の慘状に鑑み、朝鮮危機への再度の救援軍派遣に準じて、越

南における対仏軍を日本遠征へ振り向け、琉球復旧のために尽力されたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳〔情〕陪臣國戚紫巾官向徳宏等爲君幽臣辱不共戴天泣請皇猷嚴申修貢復國以弭外患而震敵心事伏以敝國慘遭日本欺滅敝國王世子及法司官等幽閉倭域爲數千年來〔末〕有之奇禍臣於光緒五年春奉國王命由閩赴津匍叩呼籲道〔口〕(今カ)奉國王暨王弟命耳目官毛精長法司官毛鳳來暨光等匍叩總理各國事務衙門并李中堂相府將敝國危亡慘迫情形累次密陳均蒙允准辦理諭令靜候豈勝感激泣念敝國王被幽以來隣經七載廢宗社之明禋絕臣民之慰望祖母年將百齡不得一日安養人民既慘權荼毒未有一日安居世子亦遠處虎穴變端莫測夙夜憂惶肝膽俱裂宏等所以苟延殘喘忍死至今者實時刻焚香以待天朝赫然震怒早興問罪之師還我君王復我土地耳敝國與朝鮮均列天朝屏翰世沐皇仁朝鮮有事而蒙王師恩佑轉危爲安敝國獻琛納貢史不絕書亦復罔有缺失乃倭人作威肆虐眞如火熱水深不聞有一旅一戎興言征討天朝之万幾鮮暇既知之矣正恐倭益張爲患日大茲者中西修好法越行成文德誕敷震疊遐邇天使大人經綸所布必有迥異尋恒者宏此由福州星馳北上光等在津守候有年一片血忱敵效秦庭之哭聞前年倭地謠傳王師征伐舉國驚惶舊時諸侯人等或有箠食壺漿之心倭人國債繁々外強中乾實非泰西可比倭氣之壯儼視于天朝之行止苟以備法之師移擗日本彼見天朝弗復含容定必舉國驚詫自怯就範伏求天使大人迅賜密請皇猷申罪致討勦暴安良俾敝國重整河山國王再見天日永守藩封之舊恪修貢職之常則敝國君民世々生生怙冒皇仁懋徳而天朝永情四海表正萬邦之府亦歷有涯涘矣敝國奉表入貢自天朝定鼎至今將三百載夙荷列祖列宗厚澤深仁有加無已嘗此患難非常無異天翻地覆天使大人發惻隱之仁速解倒懸之急臨稟無任哀慟迫切辱榮待命之至須至稟者

陳情陪臣紫巾官 向文光

光緒十一年四月 日具稟

琉球國陳情陪臣國戚紫巾官 向徳宏

陳情都通事 魏元才

〔読下し文〕

稟を具ふ。琉球国の陳情陪臣にして国戚紫巾官の向徳宏等、君幽〔閉〕せられ臣辱められ、共に天を戴かざるべければ、皇猷もて貢を修め國を復〔旧〕せしむるを敵申し、以て外患を弭して敵心を震はしめんことを泣請せんが事の爲にす。

伏して以ふに、敵国、慘しくも日本の欺滅するに遭ひ、敝国王・世子および法司官等は、倭域〔日本の領域〕に幽閉せらる。數千年來いまだあらざるの奇禍たり。

臣、光緒五年〔一八七九年〕の春に、国王の命を奉じて閩より〔天〕津に赴き、匍叩して呼び籲む。(一)〔今に〕迨るまで、疊々国王および王弟の命を奉じたる耳目官毛精長、法司官毛鳳來および〔向文〕光等、総理各國事務衙門並びに李中堂相府に匍叩し、敝国の危亡慘迫の情形を將つて、累次密陳したるに、均しく弁理するを允准せられ、諭して静かに候たしむるを蒙る。豈に感激に勝へんや。

泣念すらく、敝国王幽〔閉〕せられてより以來、瞬に七載を経たり。(五)宗社の明禋を廢し、臣民の慰望を絶つ。祖母は年將に百齡にならんとするも、一日として安養するを得ず、人民は既に慘しくも荼毒に罹りて、いまだ一日として安居することあらず。世子はまた遠く虎穴に処り、變端測るなし。夙夜憂惶し、肝胆ともに裂けんすとす。(六)〔向徳〕宏等、苟めに残喘を延ばし死を忍んで今に至る所以は、実に時々刻々香を焚きて、

天朝、嚇然^(七)として震怒し早に問罪の師を興して我が君主を還さしめ、我が土地を復さしむることあるを待つを以てなり。

敵国と朝鮮とは均しく天朝の屏翰^(八)に列なり、世々皇仁に沐す。朝鮮の有事には両も王師の恩佑を蒙り、危^(九)險^(九)を転じて安^(全)と為せり。

敵国、琛を献じて貢を納ること、史に書するを絶さず、また復た欠失することあるなし。乃るに、倭人、威^(迫)を作して^(暴)虐を肆にし、

真^(まこと)に火^(益々)熱く水^(益々)深きが如くなるも、一旅一戎もて征討に興言することあるを聞かざるなり。天朝の万幾は、これを知り既すに暇なきも、正に倭の氣焰益々張り、患たること日に大となるを恐る。

茲に中西修好し、法越は行成す。文徳誕に敷かれ遐邇を震盪せしむ。天子大人、經綸の布く所は、必ずや廻かに尋恒と異なる者あらん。^(向)徳^(徳)宏、此に福州より星馳北上し、^(向文)光等は^(天)津に在りて守候して年あり。一片の血忱もて敵ら秦庭の哭を效す。聞くに、前年、倭

の地、王師征伐せんとするを謠伝し、国を挙げて驚惶し、旧時の諸侯人等は、簞食壺漿の心あり、と。倭人の國債は累々として、外強中乾なること、実に泰西^(ヨーロッパ)の比^(較)すべきにあらざるなり。倭氣

の壮饒は天朝の行止を視るによる。苟に法^(フランス)に備へるの師を以て移して日本を擣てば、彼、天朝のまた含容するなきを見て、定めし

必ずや国を挙げて驚詫し、自ら怯へて就範せん。

伏して天使大人に求む。迅^(速)に密請するを賜り、皇猷もて罪を声して討^(伐)を致し、暴^(徒)を鋤きて良^(民)を安んじ、敵国をして重ねて山河を整へ、国王をして再び天日を見せしめ、永遠に藩封の旧俗

を守り、貢職の常則を修めしめんことを。敵国の君民、世々生々、皇仁

憲徳を怙冒せん。而して天朝水^(遠)に四海の表を情しみ、万邦の政府

を正すこと、また涯涘あるなし。

敵国、表を奉じて入貢すること、天朝の定鼎より今に至るまで、將に

三百載にならんとす。夙に荷けなくも列祖列宗の厚澤深仁もて加ふるありて已むなし。この患難を嘗めること非常にして、天翻^(ひら)へり地覆^(ひら)へるに異なるなければ、天使大人、大いに惻隱の仁を発し、^(迅)速に倒懸^(苦しみ)の急なるを解かれよ。稟に臨みて哀憫迫切、辱榮待命の至りに任ふるなし。須らく稟に至るべき者なり。

光緒十一年四月 日〔一八八五年五月、六月 日〕

陳情陪臣紫巾官 向文光

稟を具ふ 陳情陪臣國戚紫巾官 向徳宏

陳情都通事 魏元才

〔語釈・訳註〕

- (一) 奇禍 不測の災害。
- (二) 毛精長 國頭盛乗の唐名。前出。
- (三) 毛鳳来 富川盛圭の唐名。前出。
- (四) 向文光 富島親雲上の唐名。
- (五) 明禪 明は潔、禪は敬。明潔なる祭祀。
- (六) 荼毒 害毒。
- (七) 嚇然 突然現れること。突然怒ること。かつとなること。
- (八) 屏翰 屏藩に同じ。皇室を守護する者。國の守り。ここでは、冊封体制のなかにあつて、宗主國を守る役割を担う屬國を意味する。
- (九) 朝鮮の有事 一八八二(光緒八・明治十五)年の壬午軍乱と一八八四(光緒十・明治十七)年の甲申事變を指す。
- (一〇) 琛を献じて貢を納る 琛は宝物。貢物を献上する。進貢する。
- (一一) 火^(益々)熱く水^(益々)深し 民衆が困苦すること。『孟子』梁惠王下に「水益々深きが如く、火益々熱きが如し」とある。

- (二) 一旅一戎 旅も戎も軍隊のこと。一部隊。
- (三) 興言 言及。論及。
- (四) 万幾 政事全般。
- (五) 行成 講和する。戦後処理を論議する。
- (六) 文徳 礼楽によって教化し、人民を心服させることのできる徳。霸權(暴力支配)の反対概念。清仏戦争の終結も清国の文徳によるとする解釈である。
- (七) 遐邇 遠近。
- (八) 経綸 国を治める才略。
- (九) 尋恒 尋常の人。一般人。
- (一〇) 星馳 夜を日に繼いで急ぐこと。
- (一一) 血忱 血誠。至誠。
- (一二) 秦庭の哭 泣いて救援を要請すること。前出。
- (一三) 王師 天子の軍隊。ここでは清国軍。
- (一四) 旧時の諸侯人 明治維新以前の諸大名、武士層。ここでは、不平士族を指す。
- (一五) 簞食壺漿 竹器に盛ったご飯と壺に容れた飲料。転じて、飲食物を用意して軍隊を歓迎することをいう。「孟子」梁惠王下に「今、燕はその民を虐ぐ。王、往きてこれを征せるに、民、將に己を水火の中より拯わんとするならんと以為いて、簞食壺漿して以て王師を迎へたり」とある。
- (一六) 外強中乾 外見だけ立派で中身がないこと。「春秋左伝」昭公十五年の条に「乱気狡憤すれば、陰血周作し、張脈憤興す。外疆きも中乾し、進退可ならず」とある。外強中乾は外疆中乾に同じ。
- (一七) 壯餒 気力の充実と衰退。
- (一八) 行止 行動。起居。処置。
- (一九) 含容 堪忍する。忍耐する。

- (二〇) 驚詫 驚き怪しむ。
 - (二一) 就範 指示の通りにする。言いなりになる。
 - (二二) 密請 極秘に上奏する。
 - (二三) 怙冒 頼りにする、頼みにする。
 - (二四) 四海 天下。世界。
 - (二五) 漚淡 限り。際限。
 - (二六) 惻隱 同情して哀れむ。「孟子」告子章句上に「惻隱の心は人皆これあり。……惻隱の心は仁なり」とある。
 - (二七) 魏元才 琉球名未詳。但、向徳宏(幸地朝常)が一八八五年四月二十九日(光緒十一年三月十五日)到北京へ向け出発した際、同行したのは蔡大鼎(伊計親雲上)・金徳輝(豊里親雲上)と渡久山里ノ子であったというから、魏元才は渡久山里ノ子の唐名である可能性がある(「琉球人亀川盛棟 訊問調書」『沖繩県史』15、三七五ページ参照)。
- (解説)
- 福州滞在中の亡命琉球人のリーダーの一人・向徳宏(幸地朝常)が蔡大鼎(伊計親雲上)・金徳輝(豊里親雲上)らを引き連れて「総理衙門へ嘆願ノタメ北京へ向ケ出発」したのは、一八八五年四月二十九日(光緒十一年三月十五日)のことであった(「琉球人亀川盛棟訊問調書」『沖繩県史』15、三七四ページ)。向徳宏(幸地朝常)にとっては一八七九(光緒五)年の北上について二度目の北上である。蔡大鼎(伊計親雲上)の『北上雜記』に序文を寄せた清国人通訳の謝維垣によれば、「己卯(一八七九年)の秋の間、蔡君(蔡大鼎(伊計親雲上))、予に命じて共に北上せしむ。壬午(一八八二(光緒八・明治十五)年)の冬の間、復た予に命じて再び都に入らしむ」とのことであるから、蔡大鼎(伊計

親雲上)にとつては、今回で三度目の北上ということになる。

向徳宏(幸地朝常)・蔡大鼎(伊計親雲上)らが北上したころ、越南をめぐる清仏戦争は最終局面に入り、撤兵・和平交渉が展開されつつあったし、他方では、朝鮮における甲申事変の善後処理をめぐって、すでに日清間に天津条約が成立していた(一八八五年四月十八日)。越南問題をめぐるフランスとの交渉、朝鮮問題をめぐる日本との交渉のいずれにおいても、清国側を代表したのは天津の李鴻章と北京の総理衙門であり、とりわけ全権大臣に任命された李鴻章の役割は決定的に重要視されていた。かくて、李鴻章と面識のある向徳宏(幸地朝常)は、福建における左宗棠への琉球支援工作を向龍光(津嘉山親方)らに任せ、朝鮮・越南問題の善後処理をすすめてつあった李鴻章へ、琉球問題の同時解決を要請すべく、再び自ら北上することにしたものと思われる。

向徳宏(幸地朝常)らは北上するや、清国側の全権大臣宛に、この請願書(二八)を提出したわけであるが、その日付は「光緒十一年四月一日」となっていて、越南問題をめぐる清仏天津条約締結の前に提出されたものか、あるいは締結後に提出されたものかを確定することはできない。清仏天津条約は、フランス側のパトノートル公使と清国側の李鴻章・錫珍(総理衙門大臣)・鄧承修(主戦派の一人)の間で、一八八五年六月九日(光緒十一年四月二十七日)に調印されているからである(坂野正高『近代中国政治外交史』三六六ページ参照)。しかし、いずれにしても、日清間の天津条約や清仏間の天津条約の締結は既定事実と受けとめられ、朝鮮・越南問題が解決済みと認識されていたことは、この請願書(二八)の内容を検討すれば明かである。

「朝鮮の有事には両も王師の恩佑を蒙り、危(險)を転じて安(全)と為せり」とい、あるいは「茲に中西修好し、法越は行成す。文徳誕に敷かれ遐邇を震聳せしむ」という文言は、朝鮮・越南問題が清国側に

有利に解決されたという認識を示すだけでなく、「均しく天朝の屏翰に列なる」琉球の問題だけが、いまだに「王師の恩佑を蒙る」機会にめぐりあわないことへの不満と焦りの感情をも、行間ににじませているように思われる。

なお、この請願書(二八)の署名人の一人向文光(富島親雲上)は「天津に在りて守候して年あり」とのことであるから、向徳宏(幸地朝常)らも天津において向文光と合流し、この請願書(二八)を清国側全権大臣へ提出したとみるべきであろう。ちなみに、一八八五(明治十八)年の時点で天津に滞在していることが確認される亡命琉球人は、幸地親方(向徳宏)・富盛親方・嵩嶺親雲上・上江洲親雲上・与座親雲上・豊里親雲上・渡久山親雲上・伊計親雲上の計九名である(「琉球人神山庸忠訊問調書」『沖繩県史』15、三八二ページ)。ここには、富島親雲上の名前が見えない代わりに、富盛親方の名前が入っている。富島親雲上と富盛親方は同一人物であろうか。とすれば、向文光は富盛親方の唐名ということになる(請願書(二二)の解説参照)。

この請願書(二八)の提出先については、本文中に「天使大人」とあるから、清国側全権大臣であることは間違いないが、前述のように李鴻章だけでなく錫珍・鄧承修をも含むものと考えられる。

二九 琉球国の陳情陪臣法司官||毛鳳来等より総理衙門の慶郡王||奕劻等あて、清仏戦争の終結にあたり、朝鮮・越南への救援軍派遣に準じて、越南における対仏軍を日本遠征に振り向け、琉球復旧のために尽力されたき旨の請願書

〔原文〕

具稟琉球國陳情陪臣法司官毛鳳來等爲國亡君幽泣懇奏請皇猷嚴申天討迅賜復全土歸孤主永守藩封仍修貢典事窃敵國被倭凌虐君臣困苦情狀迭經瀝情哀請救授荷蒙具奏准爲辦理諭令静候等因泣念敵國滅亡以來於今七載宗社永爲邱墟臣民長此荼毒敵國王暨世子幽囚虎狼之地變口不測且國主祖母年過九十氣息奄奄不得一日侍養種種危苦慘不可言夙夜憂惶肝膽崩裂本年二月間接到敵國駐日法司官來信根據正月十六日敵國主咨請駐日欽差大臣就近辦理又傳令來等迅速稟懇天朝早日救援還復君國等由前來時值法人肆擾天朝防務緊要未敢催瀆惟有泣血摧心而已現法人求議修好以調印天朝威靈敵國未蘇之日也乞察敵國與朝鮮世列天朝屏藩均荷聖天子覆載深恩朝鮮有事天朝兩次立賜發兵定亂彼國家危而復安敵國被難多年當未蒙救援深恐倭口議認天朝已將琉球置於不顧益肆鴟張禍患滋生況敵國當天朝定鼎之初首先投誠納款迭蒙聖世懷柔鴻恩有加無已一旦被日阻貢國亡君幽來等奉命來京告急有年賜救無形上不能對國主下不能答官民何顏立於天地之間不如守候憲轍泣血以死請救爲此不已瀝情泣懇天爺暨諸位大人仰體皇上中外爲家一視同仁之至意俯憫屬國失所流離瑣尾之可憐恩准據情具奏懇請皇猷迅賜天討以備法之師移征日本俾敵國亡而復存敵國主得以重見天日永守藩封仍修貢職則闔國君臣人民生世世均戴皇恩憲德於無既矣臨稟涕泣不勝待命之至謹稟

陳情都通事 蔡大鼎

光緒十一年五月 日具稟 琉球國陳情陪臣法司官 毛鳳來

陳情都通事 王大業

〔讀下し文〕

稟を具ふ。琉球國の陳情陪臣にして法司官の毛鳳來等、國亡び君幽

(閉)せらるれば、皇猷もて天討を嚴申するを奏請せられ、迅(速)に全土を(回)復し孤主を(復)帰せしむるを賜り、永(遠)に藩封を守りて仍お貢典を修めんことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、敵國、倭の凌虐を被り、君臣困苦するの情状は、迭も經に(心)情を(披)瀝し、救援を哀請したるに、荷けなくも具奏せられ、弁理を爲すを准され、論して静かに候たしめよ等の因あるを蒙れり。

泣念すらく、敵國、滅亡してより以來、今に七載、宗社は永く邱墟と爲り、臣民はこれより長く荼毒せらる。敵國主および世子は、虎狼の地に幽囚せられ、變端測られず。且つ國主の祖母は、年九十を過ぎ、氣息奄々たるも、一日として侍養するを得ず。種々の危苦は、慘しくして言ふべからざるなり。夙夜憂惶し、肝胆崩れ裂けんとす。

本年(光緒十一年)二月の間に、敵國の駐日法司官(馬兼才)與那原親方)の來信に接到せり。根拠に、正月十六日(一八八五年三月二日)、敵國主、咨もて駐日欽差大臣(徐承祖)に就近に弁理せられんことを請ふ。また、(毛鳳)來等に伝令して、迅速に稟もて、天朝早日に(琉球

を)救援せられ、君國を(返)還復(帰)せしめられんことを懇はしめよ等の由ありて前來す。時に、法人(フランス人)肆に騷擾するに値り、天朝の防務緊要なれば、いまだ敢へて催瀆せず。惟だ、泣血して心を摧くあるのみ。現に、法人、修好を議して以て調印せんことを求む。天朝の威靈もて、敵國いまだ蘇へらざるの日あらんや。

(暨)察せられんことを乞ふ。敵國と朝鮮とは、世々天朝の屏藩に列なり、均しく聖天子の覆載の深恩を荷なくす。朝鮮の有事には、天朝、兩次も立ちに兵を發して乱を(鎮)定するを賜る。彼の國家、危(險)なれども、復た安(全)たり。敵國、災難を被ること多年なるも、いまだ救援を蒙らざるに当り、倭(人)議して、天朝已に琉球を將つて置きて顧り

みずと認め、益々鴟帳を肆にし、禍患滋々生せんことを深く恐る。況、

敵国、天朝の定鼎の初めに当り、首先して投誠納款^(八)し、送^(九)も聖世の懷柔の鴻恩を蒙り、加ふるありて已むなし。一旦、日(本)に(進)貢を阻まれ、国亡びて君幽(閉)せらる。 (毛鳳) 来等、命を奉じて(北)京に來たり、(危)急を告げて年あるも、救(援)を賜ること無形なり。上は国王に對^(十)ふる能はず、下は官民に答ふる能はず。何の顔もて天地の間に立たんや。憲轅^(十一)に守候し、泣血して死を以て救(援)を請ふに如かず。

此れが為めに、已むをえず(心)情を(披)瀝し、王爺および諸位大人に泣懇す。皇上、中外もて家と為すの一視同仁の至意を仰体し、属国所を失ひて流離瑣尾^(十二)するの憐むべきを俯憫し、情に拠りて具奏するを恩准せられんことを。懇に請ふらくは、皇猷もて迅速に天討を賜り、法(フランス)に備へるの師を以て移して日本を征(討)し、敵国をして亡びて復た存せしめ、敵国主をして以て重ねて天日を見るを得せしめ、永(遠)に藩封を守り、仍お貢職を修めしめられんことを。則ち閩国の君臣人民、生々世々、均しく皇恩憲德を戴きて既るなからん。稟に臨みて涕泣す。待命の至りに勝へず。謹しみて稟す。

光緒十一年五月 日(一八八五年六月、あるいは七月 日)

陳情都通事 蔡大鼎
稟を具ふ。 琉球国陳情陪臣法司官 毛鳳来

陳情都通事 王大業

〔語釈・訳註〕

- (一) 毛鳳来 富川親方盛圭の唐名。前出。
- (二) 虎狼の地 野蠻国。ここでは日本を指す。
- (三) 侍發 側に付き添って世話すること。

(四) 就近 手近に。近くの。てっとり早く。

(五) 催濁 重ねて催促する。

(六) 覆載 天覆地載。覆載の恩とは天地の恩、父母の恩をいう。

(七) 鷗張 鷗(ふくろう)が羽を広げて翼いかるような横暴な振舞い。

(八) 投誠 誠意を披瀝して帰服する。降伏する。

(九) 納款 よしみを通じて降伏する。進貢する。

(十) 憲轅 上司の役所の門前。ここでは総理衙門。

(十一) 守候 待つこと。

(十二) 瑣尾 放浪すること。落ちぶれること。尻すぼみ。

(十三) 王大業 國場親雲上大業の唐名。國場親雲上(王大業)は久米村士族の一人で、一八八二(光緒八・明治十五)年旧三月に富川親方とともに久手堅船で渡清亡命した。当時五十二歳(『沖縄県史』13、二七七ページ)。

〔解説〕

この請願書(二九)の署名人のうち、毛鳳来(富川親方盛圭)と王大業(國場親雲上大業)の二人は、一八八二(光緒八・明治十五)年の五月に宮古島經由で福州に到着している。毛鳳来(富川親方盛圭)は琉球王国の最高官たる三司官の一人であり、従って彼の渡清亡命は、東京の新聞紙上でも「沖縄県の富川盛圭脱走事件」/琉球藩処分不満に密に清國に通る」という見出しで詳細に報道され(明治十五年九月十六日付「東京日々新聞」)、全国的に大きな反響を呼び起こし注目をあつめた。

この時期、日本(東京)、琉球、清国(福州・上海・天津・北京など)の各地で琉球救国運動に奔走しつつあった琉球士族たちの前に、琉球分島案が再浮上し、これに対してどのような態度をとるか論議されたことは、前述の通りである。最後の琉球国王尚泰の側近であった喜舎場朝

賢によれば、日本（東京）在住の琉球士族のなかには、琉球分島案によって清国へ割譲される予定の先島（宮古・八重山）に琉球王国を復活すべしという意見と、これに反対する意見が対立したといわれる。琉球内部の士族たちの論議についても、喜舎場は次のように伝えている。――

「（明治）十五年旧三月、在球の旧藩官吏等は清国公使の報知を聞き、僉議して（宮古・八重山）両島に建國すべからざるを知り、即ち人を清国に遣はし、必ず全島を取戻されんことを嘆願すべしと決定し、依て富川を薦挙す。富川は事の成り難きを知ると雖も、辞すること能はず、随行者四五名と共に枢密に船を備て福州へ脱走したり。旧藩王は人を琉球に遣はし、旧衆官吏に分島の可否を議せしむ。衆官亦意見兩派と為り、一決する能はず。富川已に去って嘆願中にあり。今、之を議して益なし。暫く該嘆願の終局を待たんと」（『琉球見聞録』一四九ページ）。

喜舎場の伝えるところによれば、日本駐在清国公使から琉球分島案の可否について諮問された琉球内の士族たちは、いったん分島反対、「必ず全島を取戻すべし」と決議し富川盛圭（毛鳳来）を清国へ派遣しながら、再度「旧藩王」から諮問されると、「意見兩派と為り」決着しなかったということである。分島反対、全島返還の要求が大勢であったものの、なお分島案の承認と引き換えに王国復活を夢想するものもいたことが窺われる。

ところが、清国内の亡命琉球人たちは一貫して分島反対、全島返還の路線を堅持し、清国当局へ執拗に請願をくりかえしつつあったこと、前述の通りである。一八八二（光緒八・明治十五）年に渡清亡命した毛鳳来（富川親方盛圭）も、琉球内部の士族層の総意を背景に、福州から直ちに北京へ赴き、清国政府当局に分島反対、全島返還を要請する運動に加わった。喜舎場によれば、「富川は北京に抵り、頻りに嘆願を提出すと雖も、清国政府、顧ることなし」（前掲書）といい、また前掲の請願

書（二八）では、「國王および王弟の命を奉じたる耳目官毛精長、法司官毛鳳来および（向文）光等、総理各國事務衙門並びに李中堂相府に匍叩し、敵国の危亡慘迫の情形を將つて、累次密陳」したという。

一八八二（光緒八・明治十五）年の時点で毛鳳来（富川親方盛圭）が提出した請願書は、いまのところ未見であるが、この請願書（二九）によれば、「（毛鳳）来等、命を奉じて（北）京に來たり、（危）急を告げて年あるも、救（援）を賜ること無形なり」とあるところから、この三年間、毛鳳来（富川親方盛圭）は北京に留まって繰り返し請願し続けていたものと思われる。しかも、この間に、毛鳳来（富川親方盛圭）をはじめとする清国内の亡命琉球人たちは、日本（東京）滞在中の馬兼才（与那原親方）らとたえず連絡を取り合い、情報を交換しあっていたこと、またこの請願書（二九）に明示されているように、清国内の亡命琉球人たちは依然として「迅速に全土を回復し孤主を復帰せしむるを賜り」たしという全島返還、分島反対の要求を堅持し続けていることに注目すべきであろう。

全島返還⇨琉球復旧か、分島案受諾⇨王国の縮小再生か、琉球処分か、黙認か、という三つの選択肢に直面した亡命琉球人たちは、最も困難で実現性の少ない全島返還⇨琉球復旧に固執し、最も実現性の高い分島案に反対し続けたわけであるが、亡命琉球人の大多数は、最終的には、分島案よりも琉球処分の既成事実を「黙認」する形で帰還せざるをえなかったのである。この事実は、注目に値する。

三〇 琉球国の陳情陪臣策巾官⇨向徳宏等より直隸總督兼北洋大臣⇨李

鴻章あて、琉球の惨状なお已まざるに鑑み、迅かに問罪の師を興して日本を征討することを上奏し、琉球の復旧に尽力されたま旨

の請願書

〔原文〕

琉球向徳宏上李文忠公稟

琉球陪臣向徳宏稟

光緒十一年五月二十八日到

具稟琉球國陳情陪臣國戚紫巾官向徳宏等爲下情迫切泣懇恩准據情奏請皇
 猷迅賜與師問罪還復君國以修貢典事竊宏奉主命來津求援瞬將十年國主久
 羈敵國臣民火熱水深宏不忠不誠以致未能仰副主命乃近住日本之華商帶來
 敵國密函内云日人又脅迫敵國主再幽日京且紫巾官金培義等於客歲九月間
 由閩回國纔到國後日人拘禁獄中至今不放等情前來聞信之下肝膽崩裂嗟乎
 人誰無君又誰無家乃俾敵國慘無天日惟所以暫延殘喘者仰仗天朝之援拯耳
 茲幸法事大定天朝無事之日即敵國復蘇之時也若復任日本橫行彼將謂天朝
 置敵國於度外數百年國脈從是而斬其禍尚忍言哉伏惟傳相老中堂入贊機宜
 出總軍務天朝柱石久已上愈下頌中外仰如神明必救敵國於水火登之於衽席
 爲此瀝情再叩相府呼號泣血懇求老中堂恩憐憐慘情迅賜奏明皇上嚴申天討將
 留球日人盡逐出境庶乎日人狡逞之心從是而戢敵國主得歸宗社亡而復存非
 特敵國君民永戴聖朝無疆之德且與國共安於光天化日之下是有國之年仰沐
 皇上恩施實出傅相老中堂之賜也敵國上自國主下至人民生世感戴皇恩
 憲德於無既矣臨稟苦哭不勝慄慄待命之至須至稟者

光緒十一年五月 日具稟

琉球國陳情陪臣國戚紫巾官 向徳宏

陳情都通事 魏元才

〔讀下し文〕

〔琉球の向徳宏より李文忠公に上るの稟

琉球陪臣向徳宏の稟は、光緒十一年五月二十八日（一八八五年七月十
 日）に到る）

稟を具ふ。琉球國の陳情陪臣にして國戚紫巾官の向徳宏等、下情迫切
 なれば、情に抛りて奏請するを恩准せられ、皇猷もて迅（速）に師を興
 して（日本の）罪を問ひ、君國を還復せしむるを賜り、以て貢典を修め
 んことを泣懇せんが事の爲めにす。

窃に、（向徳）宏、（國）主の命を奉じて（天）津に來りて（救）援
 を求めてより瞬に十年にならんとす。國主、久しく敵國に羈（こ）がれ、臣民、
 火（益々）熱く水（益々）深きが如し。（向徳）宏、忠ならず誠ならず
 して、以ていまだ（國）主の命に仰副し能はざるを致す。乃ち、近ごろ、
 日本に住むの華商、敵國の密函を帶來せり。内に云ふ。日本人、又、敵
 國主を脅迫し、再び日京（東京）に幽閉す。且つ紫巾官金培義等、客歲
 （光緒十年）九月の間に於て、閩より國に回るも、國に到る纔（ばかり）の後に、
 日本人、獄中に拘禁し、今に至るまで（釈）放せず等の情、前來せり。
 信（ニュース）を聞くの下、肝胆崩れ裂けんとす。嗟乎、人誰か君なか
 るべけんや。又、誰か家なかるべけんや。乃るに、敵國をして惨しくも
 天日なからしむ。惟だ、暫く殘喘を延ばす所以は、仰ぎて天朝の援拯に
 仗らんとするのみ。

茲に幸に法事（清仏戦争）大いに定まる。天朝無事の日は、即ち敵國
 復た蘇へるの時なり。若し復た日本の橫行するに任せれば、彼將に天朝
 は敵國を度外に置くと謂ひ、數百年の國脈は、これより斬らるるなり。
 その禍はなお言ふに忍びんや。

伏して惟ふに、^(四)傳相たる老中堂(李鴻章)、入りては機宜に贊^(与)し、出ては軍務を總⁺ぶ。天朝の柱石^(五)たること久しくして、已に上前下頌^(六)せらる。中外、仰ぐこと神明の如し。必ずや、敵国をして水火^(七)(の苦しみ)より救ひ、これをして衽席に登らしむることあらん。

此れが為めに、(心)情を(披)瀝し、再び相府に叩して呼号し、泣血して懇求す。中堂、惨情を恩憐せられ、迅(速)に皇上に奏明して天討を嚴申せらるるを賜り、(琉)球に(駐)留するの日(本)人を將つて、尽く逐ひて(国)境を出さんことを。日(本)人の狡逞の心は、これより跋⁺み、敵国主は帰るを得、宗社亡びて復た存するに庶からん。ただに敵国の君民、水(速)に聖朝の無疆の徳を戴くのみならず、与国も共に光天化日の下に安んずべし。是れ、国を有つる年ありて、仰ぎて皇上の恩施に沐浴するは、実に傳相たる老中堂の賜より出るならん。敵国、上は国主より下は人民に至るまで、生々世々、皇恩慈徳を感戴して既⁺るなからん。裏に臨みて苦笑す。慄慄待命の至りに勝へず。須らく裏に至るべき者なり。

光緒十一年五月 日(一八八五年六月、あるいは七月 日)

琉球国陳情陪臣国戚紫巾官 向徳宏

陳情都通事 魏元才

〔語釈・訳註〕

(一) 国主の命を奉じて……十年にならんとす 向徳宏(幸地朝常)が琉球國王尚泰の咨文を携帶して、秘かに清国へ向かったのは、一八七六年十二月十日(光緒二年十月二十五日)のことであり、福州へ到着したのは、翌年四月十二日(光緒三年二月二十九日)のことであり(「閩浙總督何璟等奏擬情陳奏琉球職貢日本梗阻摺」『清光緒朝中日交渉史料』巻一、二二ページ)。

(二) 敵国主を脅迫し……幽閉す 尚泰が一時帰郷を許されて那覇へ到着したのは一八八四年八月二十三日のことで、再び東京へ向け出発したのは翌年一月二十四日のことであった(『尚泰侯実録』参照)。向徳宏らは尚泰の再上京を、明治政府の「脅迫」によるものと理解したのである。

(三) 金培義 澤岷安本の唐名。前出。金培義(澤岷安本)は一八八四年十一月二十九日(光緒十年十月十二日)に帰還し、直ちに逮捕されて沖縄県那覇警察署において尋問を受けた(『沖縄県史』13、三二一―三三三)。

(四) 傳相 元老と宰相。国家の重臣。大臣。

(五) 柱石 柱の土台となる敷石。国家の重任を担う人にとえる。

(六) 上前下頌 天子からも人民からも期待されていること。前出。

(七) 衽席 寝台。転じて安楽な境遇。

〔解説〕

前掲請願書(二八)を提出してからは一ヶ月後に、向徳宏(幸地朝常)らは重ねてこの請願書(三〇)を李鴻章へ提出したわけであるが、このような度重なる請願に対して李鴻章がどのような反応を示したかを知りうる直接の史料は、管見の範囲内では皆無である。

ただ、琉球問題の解決に直接責任を負っていた李鴻章のことであるから、琉球への関心はたえず持ち続けていたはずで、一八八二(光緒八年)明治十五年四月ころ、天津領事竹添進一郎が李鴻章の「従者」の話として伝えるところによれば、「中堂(李鴻章)ハ実ニ困リ切テ居ル。其訳ハ、先年天津ニ来リシ琉球人哀訴ヲシタル時、中堂ヨリハ如何様トソ致シ呉可申、併シ只今直ニ出来ルトノ訳ニ無之、何レ追々ト結局ヲ付クヘシ。若日本ヨリツヨク言募ル時ハ、撃潰シテモスヘント云テ、福州ニ帰セリ。今、福州ニ琉人十名留居セリ。其ノ十名ハ、最初、砂糖ヲ売ル

商人ニ装テ来レル者ナリ。右ノ通、中堂ヨリ申聞ケ、琉人ヲ帰セシ事ハ、御史〔監察官〕モ知り居ル事ナレバ、若琉球一案ニ付、中堂ノ極テ懇意ナル竹添領事ト兩人ノ間ニ、話合纏マラヌ時ハ、必、御史ヨリ弾劾スルナルヘシ。夫故、中堂ハ甚心配ナリ」(『沖繩県史』15、三五七ページ)という。向徳宏らの亡命琉球人との約束を果たしえないままかなりの歳月を経てしまったことに、李鴻章も内心自責の念に悩まされていたことであろう。

朝鮮における甲申事変の善後処理を済ませた一八八五(光緒十一年・明治十八)年四月二十日、李鴻章はまた清国駐在の榎本公使との対談において、「今次ノ事件〔甲申事変〕、伊藤大使ノ来清ヲ以テ、妥議ノ結局ニ至リシノミナラス、幾分カ兩國ノ交誼ヲ親睦ナラシムルノ基ヲ開ケリ」と述べつつ、さらに「只惜ムラクハ、琉球一案、未タ局ヲ結ハス、是レ猶関心ノ一事也」と指摘して琉球問題解決への執念を示し、「琉球ノ現況如何」「琉球ノ物産ハ貴国歳入ノ助ヲ為スニ足ルモノアリヤ」「(八重山島の)石炭ハ貴国ニテ既ニ採掘ニ従事セラルルヤ」などと質問している(前掲書、三六六―三六八ページ)。

李鴻章の琉球認識は、向徳宏らの亡命琉球人から寄せられる情報によって、かなり高い精度に達しつつあった。向徳宏らが繰り返し請願を続けたのも、李鴻章にたえず琉球の現状についての情報を伝えることに、一つの狙いがあったからであろう。

この請願書(三〇)でも、一時帰郷した尚泰が「再び日京〔東京〕に幽閉」されたこと、福州から琉球へ帰った金培義(澤岷安本)らが「拘禁」されたことなどの情報を伝えている。これらの情報は「日本に住むの華商」を媒介してもらえられた外、琉球からの亡命者たちによってもたらされたこと、言うまでもない。従って、尚泰の帰郷と再上京のニュースの内容には、琉球滞在五ヶ月間の尚泰の言動、つまり尚泰が明

治政府への恭順を説き、琉球士族層の救国運動に冷水を浴びせたという事実も、含まれていたはずである。にもかかわらず、向徳宏をはじめとする亡命琉球人たちは依然として「人誰か君なかるべけんや」という封建的倫理に呪縛され、尚泰自身が救国運動の大義名分を否定したという「事実」に目を塞ぎ、清国当局へ「復君」を要請し続けたわけである。「人誰か君なかるべけんや」という向徳宏(幸地朝常)の立場と、「仮令、君ノ命ナレハトテ、国家ノ為メニハ從ハサル事モアルモノナリ」という向龍光(津嘉山親方)の立場には、微妙なズレが生じていたとも考えられる。

三一 琉球国の陳情陪臣紫巾官||向徳宏等より直隸總督兼北洋大臣||李鴻章あて、琉球列島の戦略的重要性に鑑み、日本遠征軍を派遣して琉球を復旧されたき旨の請願書

(原文)

琉球向徳宏上李文忠公稟二

琉球陪臣向徳宏稟(圖存上)

光緒十一年伍月廿八日到

琉球國陳情陪臣國戚紫巾官向徳宏再具密稟謹陳管見竊以四海趨開化敵國遭滅亡眞有故蓋外夷海道與中國所屬之琉球朝鮮越南以及臺灣內地近可相通狡焉思啓者必日本爲首先法夷越南之役日亦爲之助固其驗也敵國雖孤懸海外自閩臺灣經敵國屬島八重山太平山姑米山馬齒山等處直達琉球實與中國氣脈貫通外洋各國往來中國者都過敵國洋面且北邊大島等數島則日船往

來琉球所取便並外洋各國自日本神戸大坂等處往來福州廣東等處又所取道道光年間有荷蘭國人來敝國要買運天之地窺其意蓋欲作爲碼頭招集泰西各國船隻爲交易之所日人據有敝國亦欲擅其利故也日性貪慾得隴望蜀敝國南邊屬島與臺灣相距僅四百里倘日本屯兵於此以張其勢非獨爲臺地之憂中國南邊各省一帶海岸恐亦多事法國雖強大而遠兼人種異類日本弱小而近且人種同類尤宜使歸宇下非利害法國可比茲幸法事已定各處海岸概見無慮早移備法之兵攻日時勢可乘一大機會也且越球事雖同出於一轍而越事與法國交涉琉球朝鮮之事均係與日本交涉似宜照朝例辦琉球事日本業經拱手聆命則天朝聲威從是大張泰西各國有所忌憚不惟不敢來侵越南與中國往來事件亦易著手倘蒙俯准簡派兵輪船先往敝國申討日罪敝國海道頗爲艱難已選慣熟水道者留之於閩以備引導陸道則首里城郭地勢高聳城垣頗爲堅固現雖爲日所據日兵不過一二百人預遣幹員進入城中盡驅出城人民久苦日虐敵愾同仇亦當爭先恐後効死從事若日本輪船續到則其內地空虛自上海天津各處直進往日本攻取其無備是征一放亂之日本而示威拯既滅亡之琉球而示惠一舉威惠兩全即諸夷之陰謀自戢與國共安於光天化日之下茲爲再存國不惟敝國幸耳事關甚大冒死獻芻蕘之見當否俯賜裁奪謹附琉球全圖一道恭呈鈞覽無任悚惶延頸待命之至密稟

光緒十一年五月 日具密稟

琉球國陳情陪臣國戚紫巾官 向徳宏

〔読下し文〕

(琉球の向徳宏より李文忠公に上るの稟の二)
琉球陪臣向徳宏の稟へ存を囑らんとして上るは、光緒十一年五月二十八日(一八八五年七月十日)に到る)

琉球国の陳情陪臣にして國戚紫巾官の向徳宏、再び密稟を具へ、謹しみて管見を陳ぶ。

窃に以ふに、四海は開化に趨くも、敝國は滅亡に遭ふ。真に故あり。蓋し、外夷の海道は、中國所屬の琉球・朝鮮・越南および台湾・内地と近くして相い通ずればなり。狡焉として(戦端を)啓かんと思ふ者ありとせば、必ずや日本、首先とならん。法夷(フランス)の越南の役に、日本、またこれが助となるは、固よりその驗なり。

敝國、海外に孤懸すると雖も、閩・台湾より敝國屬島の八重山・太平洋山(宮古島)・姑米山(久米島)・馬齒山(慶良間島)等の処を経て、直ちに琉球に達すれば、實に中國と氣脈貫通せり。外洋の各國、中國と往來する者も、都て敝國の洋面を通過す。且つ北辺の大島等の數島は、日本船の琉球に往來するに便を取る所にして、並びに外洋の各國、日本の神戸・大阪等の処より福州・広東等の処へ往來するには、また道を取る所なり。

道光年間、荷蘭國人、敝國に來りて運天の地を買はんことを要むるあり。其の意を窺ふに、蓋し、碼頭(港)を為りて泰西各國の船隻を招集し、交易を為すの所と作さんと欲せしならん。日本人の敝國を擲有するも、また其の利を擅にせんと欲するの故なり。日(本人)の(本)性は貪欲にして、讎を得て蜀を望む。敝國の南辺の屬島は、台湾と相い距たること僅かに四百里なり。倘し、日本此に兵を(駐)屯せしめ、以て其の勢を張れば、ただに台地(台湾)の憂たるのみならず、中國南辺の各省一帯の海岸も、恐らくはまた多事とならん。

法國(フランス)は強大なりと雖も遠く、兼つ人種は異類なり。日本は弱小なるも近くして、且つ人種は同類なり。尤も宜しく宇下に帰せしむべくして、利害(を以てすれば)法國の比すべきにあらざるなり。

茲に幸に法事(清仏戦争)すでに定まる。各処の海岸は、概ね(憂)

慮なきを見る。早に法に備ふるの兵を移して日本を攻め、時勢もて乗すべきの一大機会なり。且つ越(南)・(琉)球の事は、同一轍に出ると雖も、越南の事は法国と交渉す。琉球・朝鮮の事は、均しく日本との交渉に係れば、宜しく朝(鮮)の例に照して(琉)球の事を弁すべきに似たり。日本、業に經に手を拱きて命を聆けば、天朝の声威はこれより大いに張り、泰西各国も忌憚する所あらん。ただに敢へて来りて侵略せざるのみならず、越南と中国との往来事件もまた着手し易かるべし。

倘し、兵輪船を簡派して先づ敵国へ往き、日(本)の罪を申討するを俯准せらるるを蒙らば、敵国の海道は、頗る艱難たるも、已に水道に慣熟する者を選びてこれを間に留め、以て引導に備へんとす。陸道には、首里城郭、地勢高く聳へ、城垣頗る堅固たりて、現に日(本人)の拠る所と爲ると雖も、日(本)兵は一二百人に過ぎざれば、預め幹員を遣はして城中に進入せしめ、尽く(日本兵を)駆りて城を出すべし。人民は久しく日(本)の虐(政)に苦しみ、敵愾して仇を同にすれば、また当に先を争い後るるを恐れ、死を效して事に従ふべし。若し日本の輪船統到するも、その内地は空虚なれば、上海・天津の各処より直進して日本へ赴き、その備へ無き(所)を攻取すべし。

是れ、一たび乱を啓くの日本を征して威を示し、既に滅亡するの琉球を拯ひて恵を示せば、一挙にして威恵両全なり。即ち諸夷の陰謀は自から戦み、与国も共に光天化日の下に安んぜん。茲に再び(生)存を圖らんが爲めにするは、ただに敵国の幸のみならざるなり。事は甚大に関われば、死を冒して芻蕘の見を献(呈)す。俯して裁奪を賜るべきや否や。謹しみて琉球全図一道を附し、鈞覽に恭呈す。悚惶して延頸待命の至りに任ふるなし。密に稟す。

光緒十一年五月 日(一八八五年七月 日) 密稟を具ふ。

琉球国陳情陪臣国戚紫巾官 向徳宏

〔語釈・訳註〕

- (一) 法夷(フランス)の越南の役に、日本、またこれが助となる 請願書(二) 五)の〔語釈・訳註〕の(二)参照。
- (二) 道光年間、荷蘭國人……運天の地を買はんことを要むるあり 請願書(二五)の〔語釈・訳註〕の(三)参照。

〔解説〕

亡命琉球人から清国当局へ提出された請願書はどのくらい存在したのかよくわからないが、現在までに原文によって確認されているものうち、向徳宏(幸地朝常)が署名しているのは、この請願書(三一)を含めて十一点に達する。毛精長(国頭盛乗)・蔡大鼎(伊計親雲上)とともに、向徳宏(幸地朝常)は亡命琉球人のリーダーとして、請願書の提出にもっとも積極的にかかわり続けた一人であったが、この請願書(三一)が向徳宏署名の最後の請願書となった。

一八八五年七月十日(光緒十一年五月二十八日)付のこの請願書(三一)は、三ヶ月前の同年四月九日(旧暦二月二十四日)に提出された請願書(二五)とほとんど同文である。前者は天津において向徳宏から李鴻章あてに提出されたもので、後者は福州において向徳宏・向有徳の連名で左宗棠へ提出されたものであった。

清仏戦争・甲申事変の最終局面を琉球問題解決のチャンスと判断した向徳宏は、福州で左宗棠に琉球の戦略的重要性を強調した請願書(二五)を提出するや、直ちに北上し、三ヶ月後に天津において再び同じ内容の請願書(三一)を李鴻章へ提出して、琉球問題への注意を喚起したわけである。

この請願書(三二)について注目しておきたいことは、琉球救国の最後の可能性を李鴻章に賭けた向徳宏が、日本占領下の琉球を攻略する具体策を建言するとともに、琉球全図を添付していることである。清国軍出動の可能性を想定し、期待していたことの証左であろう。

向徳宏は琉球処分直後の一八七九年七月三日(光緒五年五月十四日)付の李鴻章あて請願書(三三)以来、一貫して「問罪の師」の派遣、すなわち軍事力による琉球復旧を主張し続けていたが、この請願書(三一)においても、より一層積極的に軍事力の行使を要請しているのである。むろん、亡命琉球人のなかには、外交談判による問題解決を希望する向きもないわけではなかったが、実際に明治政府との交渉に当たったことのある向徳宏にとっては、外交交渉による問題解決はおよそ不可能であると判断されたのであろう。しかも、越南・朝鮮問題が清国の軍事力によって「解決」されたと受けとめられたとすれば、向徳宏が「宜しく朝鮮の例に照して琉球の事を弁すべきに似たり」と主張するのも、けだし当然のことであつたといえよう。

付録 福州滞在琉球人ヨリ閩浙総督ニ差出シタル嘆願書

(原文) 未見

(読下し文)

粟

琉球国難官尚等、国滅ヒ家亡ルノ事由ヲ具稟ス。

同治十三年(一八七四年)ニ於テ、日本国兵台湾ニ入り、生番ヲ征徐ス。

後チ、中日和ヲ議シ、兵ヲ退テ本ニ帰ス。是ヨリ琉国ト變ヲ起シテ休マ

ス。
光緒元年(一八七五年)ニ於テ、貢官ヲ拿捕シ、同二年(一八七六年)王ヲ東京ニ擒テ禁錮ス。^(三)日官、政務ヲ接理シ、日兵、街衢ニ琉民ヲ鞭撻ス。実ニ琉国ノ家々戸々、惨然トシテ禍ニ遇エリ。

同三年(一八七七年)、琉球府県ノ倉庫ヲ関ロシ、及ビ官ヲ派シテ、地丁ヲ征收スル事ヲ管掌セシメ、仮リニ仁徳ヲ存シテ民ヲ狂騙シ、地耗ヲ勸納セシメ、又関稅ヲ完収ス。琉球国ノ慘遭国亡ヒ家破ル。尚等懇泣哀切シ、書ヲ

閩浙総督何大人(何璟)ニ呈シ、批ヲ蒙リ詳奏セリ。

光緒四年(一八七八年)、王、東京ヨリ札ヲ飛ス。尚等跪テ王諭ヲ読ムニ、日国、王ヲ東京ニ擒匿シ、針毬ニ坐スルカ如シ。官吏ヲシテ循環看守セシメ、且ツ舌土ヲ用ヒ、王ニ勸ムルニ、中国懦弱以ヒ難シト作言、敢テ伏セシム。尚等、

北洋大臣総理事務衙門李大人(李鴻章)ニ懇泣哀切シ、批ヲ蒙リ詳奏セリ。

光緒五年(一八七九年)、日軍、琉島ニ操練シ、日兵、美観ヲ挾持シテ琉民ヲ騙ス。尚等ノ福州駅内ニ駐スルモノ、以テ回国スル能ハス。日官、島口ノ出入ヲ分巡シ、敵ニ往来ノ船隻ヲ査究ス。且ツ員ヲ派シテ福州及ヒ天津北京等ノ各処ニ分布シ、琉人ノ事情ヲ探偵セシム。尚等、

南洋大臣西江総督沈大人(沈葆楨)ニ懇泣哀切シ、批ヲ蒙リ詳奏セリ。

光緒六年(一八八〇・八一年)間、日国ノ軍民、琉国ニ輻リ、楊衢ニ歌舞シ、琉民ヲ勒韃ス。尚等、

軍機大臣陝甘総督左大人(左宗棠)ニ泣懇哀切シ、批ヲ蒙リ詳奏ス。

光緒八年(一八八二・八三年)間、琉島ニ往来スル船隻七次、以テ通信ヲナス。而シテ日兵ノ為メニ擒セラルル二次、琉民ヲ獄ニ投ス。尚等、

閩浙總督大人〔何璟〕ニ泣哀シ、批ヲ蒙リ詳奏ス。

尚等又北京ニ進ミ、

軍機大臣兵部尚書彭大人〔彭玉麟〕ニ哀懇シ、批ヲ蒙リ、会合詳奏ス。

光緒十年（一八八四年）、日軍、兵ヲ増加シ、琉島ニ擢耀シ、法（仏国

ヲ云フ）良ク中ヲ馬江ニ威シ、以テ抱頭塞耳セシムル事ヲ歌曲ス。尚等、

福建軍務左大人〔左宗棠〕ニ懇泣哀切シ、説明詳奏ス。

光緒十一年（一八八五年）、日使、法国ニ往キ、私カニ中国ヲ滅シ、好

ヲ通センコトヲ議シ、軍民、琉島ニ横行ス。尚等、

閩浙總督楊大人〔楊昌濬〕ニ懇哀シ、批ヲ蒙リ、会合詳奏シ、又南洋大

臣〔两江總督曾大人（曾國荃）〕ニ哀泣シ、批ヲ蒙リ、海部ニ詳奏ス。

光緒十二年（一八八六年）、日軍、各島ニ分巡シ、要口ヲ紮守シ、往來

通報ノ船隻ヲ截ス。此ニ至テ、琉島没無未タ知ラス。王、東京ニ於テ何

地ニ匿セラルルヲ。尚等、

北洋大臣總理各國事務衙門李大人〔李鴻章〕ニ切哀泣懇シ、批ヲ蒙リ詳

奏シ、再ヒ

南洋大臣〔两江總督曾大人（曾國荃）〕ニ懇哀シ、批ヲ蒙リ、海部衙門ニ詳

奏ス。又、

台灣巡撫劉大人〔劉銘伝〕ニ哀泣シ、批ヲ蒙リ、海部衙門ニ詳奏ス。

光緒十三年（一八八七年）即本年、尚等、

海部衙門ニ國難ヲ泣懇シ、批准ヲ蒙ル。即兵艦三隻ヲ頒發シ、琉球各島

ニ往カシメ、水道電線等ヲ查看スルノ事、是ナリ。然ルニ、今ヤ数月ヲ

経ルト雖トモ、頒發ヲ行ハス。尚等、臣カ職ヲ尽サス。逃隠生ヲ貪リ、

上ハ以テ憂難ヲ分ツ能ハス、下ハ以テ民ト受殃ヲ与ニスル能ハス。既ニ

日国、軍ヲ添シ兵ヲ練リ、馬ヲ操リ、以テ自ラ雄國ト称ス。尚等、生死

大徳ヲ忘レス、実ニ琉島則チ滅フレハ、唇破レ齒寒シ。切ニ書ヲ、

閩浙總督制憲大人〔楊昌濬〕ニ呈ス。庶庶恩徳ヲ蒙ラン事ヲ。具ニ懇哀ス。

尚龍章

光緒十三年八月（我明治二十九年九月） 難官 尚高德

尚徳宏

（註、本嘆願書ハ、參謀本部通信員ノ探得シタルモノニシテ、尚氏ハ琉球藩王ノ一族タルヲ示シ、尚有徳尚徳宏ハ浦添按司ノ清國名ニシテ、又タ向有徳向徳宏トモ称セルモノナリ）

〔語釈・訳註〕

（一）難官 国難を蒙った官吏。

（二）貢官ヲ拿捕シ 貢官は琉球から清國へ派遣された進貢使のこと。一八七五

（光緒元・明治八）年に進貢使が拿捕されたという事実はない。おそらく、明治政府の進貢禁止命令を指しているであろう。

（三）王ヲ東京ニ擧テ禁錮ス 琉球国王尚泰が東京へ連行されたのは、一八七六

（光緒二・明治九）年ではなくて、一八七九（光緒五・明治十二）年のことである。

（四）地丁 地租と人頭税。一般に租税のこと。

（五）福州駅 福州の琉球館のこと。柔遠駅ともいう。

（六）勅諭 強制してむち打つこと。

（七）海部 海軍部のこと。海軍衙門ともいい、一八八五（光緒十二）年に新設

された中央官庁の一つ。新設時の海軍衙門大臣は、奕訢・奕劻・李鴻章・曾紀澤・善慶の五名であった（錢実甫編『清季新設職官年表』六一ページ参照）。

（八）紮守 守備する。

（九）受殃 災難を受けること。

（一〇）庶庶 助ける。保護する。

(一) 尚龍章 琉球名未詳。

(二) 尚有徳尚徳宏ハ浦添按司ノ清国名ニシテ 浦添按司朝忠の唐名は向有徳、幸地親方朝常の唐名が向徳宏である。

〔解説〕

この請願書は、これまでに判明している亡命琉球人の請願書のうちで、最後の時期のものであるが、原註に明記されているように、「参謀本部通信員ノ探得シタルモノ」であつて、その原文はまだ発見されていない。日本の参謀本部通信員が原文を入手して自ら読み下したものとと思われるが、若干の読み誤りと事実誤認の箇所があり、果して原文に忠実に読み下しているかどうか、あるいは原文そのものが存在したのかどうかさえ疑わしめる。

たとえば、尚泰が東京へ連行された年を光緒二年（一八七六年）とし、光緒四年（一八七八年）には「王、東京ヨリ札ヲ飛ス」といい、あるいは李鴻章の肩書を「北洋大臣總理事務衙門」とするなど、明らかな事実誤認があり、また琉球を「琉国」「琉球国」「琉島」などといい、「尚有徳」「尚徳宏」と記している（これまでの請願書の例に従えば、「敵国」「向有徳」「向徳宏」と記すべきところであろう）。さらに、「琉球国ノ慘遭国亡ヒ家破ル」とか、「琉島没無未タ知ラス」云々とかの意味不明の箇所もある。ちなみに、前者は「琉球国、慘シクモ国亡ヒ家破ルニ遭フ」と読むべきところであろう。

以上のような問題点が指摘できるけれども、記述されている事柄は概ね史実に即しているように思われる。たとえば、琉球処分の年、すなわち光緒五年に、「南洋大臣両江總督沈大人ニ懇泣哀切シ」云々と記録されている事柄についていえば、亡命琉球人三名が両江總督沈葆楨へ請願

するために南京へ潜入したという『清稗類鈔』（「沈文肅縱琉球獄囚」）の記述と照応している（拙稿「琉球救国運動と日本・清国」「沖繩文化研究」13号参照）。

従つて、この請願書は多くの問題点を内包しているにもかかわらず、全く史料の信憑性なしとして一概に否定し去るわけにはいかず、なお検討の余地を残しているとみて、ここに付録として採録することにした次第である。

なお、この請願書（読下し文）は『琉球所屬問題』『沖繩県史』15、三八三〜三八五ページに収録されている。

補訂(一) — 「脱清」考 —

本稿の「はじめに」において、「脱清」「脱清人」「脱清運動」などの用語の問題点について論及した際、私は次のように指摘した。

第四代沖繩県令・西村捨三の上申書では、「脱清」という言葉は、清国へ亡命していた琉球人が、清国から琉球へ帰ることを意味していたのに、西村上申の付属書では、もっぱら沖繩から清国へ密航することを意味するにいたつた。どうしてこのような逆転がおこつたのか詮索する余裕はないけれども、「脱清」という言葉は一般に後者の意味で使用されるようになった、と。

ここでもう一度、「脱清」「脱清人」「脱清運動」などの用語について、文献史料でどのように使用されてきたのか、これらの用語にはどのような歴史認識が込められているのかを検討しておきたい。

むろん、「脱清」という用語が文献史料に登場するのは、琉球処分の時期からである。琉球士族たちの清国への政治亡命が顕著な現象となっ

たのに対応して、それを取り締まる側から使用されはじめた言葉の一つが「脱清」であった。しかし、清国への政治亡命を意味する言葉としては、「脱清」の他に「脱走」「逃走」「脱航」「渡清」なども使用され、また、清国から琉球への帰還を意味する言葉としては、「帰琉」「帰島」「帰国」「帰清」などが使用されており、本来の字義を離れた用語法さえ案出されて、ある種の混乱が生じるにいたったように思われる。若干の事例についてみよう。

I 西村上申の第二付属書⑥「脱清者ヲ解放セシ時、支那政府ヲ畏憚シテ解放云々風説書」(明治十六年十一月一日)——「曩ニ脱清人ノミナラス、企図ノ者共縛ニ就、留置セラレタレトモ、昨年十一月頃放免相成云々」(『沖繩県史』13、三一五ページ)。

II 第二付属書⑦「岩村県令、脱清人処分方ニ付、廟議ヲ乞ハレタル趣キ、書記官ヘノ書面写」——「清国ヨリ帰島人、当今、拘留ノモノ共、処分方ノ義ニ付、乞廟議候処、……清国ヨリ帰島之者有之時ハ一応取調……清国行ノモノ有之時ハ、外国行ノ手順ヲ相立云々」(前掲書、三二四ページ)。

III 第二付属書⑧

A 「旧藩主帰島前」(明治十七年七月五日)——「今般、脱清者數十名、帰島シタルニ付、……探聞スルニ、其説ニ曰、……琉球ヘモ清国軍艦ヲ遣ス旨、清政府ヨリ下命有之、依テ安心シ、今般数十名帰島シタリト(清国ヨリ帰島タル者ノ云フコトナラン)帰清者カ申触タルニ付、人民半信半疑シ云々」(『沖繩県史』13、三一四ページ)。

B 「今般、清国ヨリ帰島人風説、並ニ本年六月末帰島人ノ風説書」(明治十七年十二月十日)——「今般、脱清人等、帰島ニ付、一般人民ノ景況ヲ視察スルニ、……該脱清人、清国景況ヲ嘸スニ云々」(今般、脱清ノ親方等帰島、直ニ当那那警察署ヘ拘引セラル際云々)「清国ヘ向

テ旧復ヲ嘆願トテ、国禁ヲ侵シ、屢々脱清シ云々」(『沖繩県史』13、三二二〜三二三ページ)。

IV 第二付属書④

A 「第三表 船別帰島人明細表」(明治十七年十二月)——「漂流ヲ口実トシ、申供スル者モ、其実、脱走者ト確認スルモノハ、総テ脱清ト記入シ云々」(明治)十二年旧七月、首里士族儀間三良、国事上嘆願ノタメ脱清ノトキ、国吉船ノ水夫トナリ、渡清シタルモノナリ」(『沖繩県史』13、二八四〜三〇八ページ)。

B 「第一表 脱清人明細表」——「此輩モ又……清国政府ニ嘆願シ目的ヲ遂ゲンコトヲ務ムルタメノ渡清……、又松永……等八十六年中脱航ヲ企謀シ、……解放後前志ヲ続ギ渡清シタルモノ」(幸地以下十九名ハ……清国政府ニ哀訴センカタメ、津嘉山船ニテ脱清シ云々」(『沖繩県史』13、二七四〜二八二ページ)。

C 「第一表 脱清人明細表凡例」——「各表中、一旦帰島シ、再ヒ脱清シタルモノ、又ハ脱清ヲ企テ、未遂ニシテ、……再ヒ企謀シ、又ハ脱清シタルモノハ云々」(其従僕水夫等ノ如キ賤民ハ齊シク脱清ニ係ルモ、云々」(『沖繩県史』13、二七四ページ)。

V 第一付属書「脱清人処分之義ニ付伺」(明治十七年十二月二十日)——「当方ニテハ僅々ノ船賃相払、渡清之上ハ、陳情者及ヒ漂流人共ニ相応ノ取扱相受ケ、……帰琉之節ハ、吾々ハ慷慨憂國ノ余リ一身ヲ擲チ……脱清セシ本国有志之者共ナリト云フ」(前行脱清帰琉者之取締無之テハ、士民之疑惑、無際限、……明治十二年來、脱清帰琉之節ハ、拘留取調ニ及ヒタレトモ云々」(『沖繩県史』13、二七〇〜二七二ページ)。

VI 「脱清人処分ノ儀ニ付上申」(明治十八年一月十四日)——「該島人ノ清国ニ逃走スル者、近来、日ニ甚キヲ加ヘ云々」(敵ニ渡清ノ濫弊ヲ制スルニアラスンハ、竟ニ將ニ不測ノ禍ヲ生スルニ至ル)「本件脱走

人ノ義モ、同様右旧藩律ヲ回復シ云々」(『沖繩県史』13、二六九―二七〇ページ)。

Ⅶ 「琉球人龜川盛棟訊問調書」(明治十八年七月十八日)——「廢藩已來、是迄、數十名ノ諸有志者、渡清嘆願ノ末、數回帰琉シ云々」「汝ハ渡清シテ帰國セハ、警察署ニ於テ取調アル旨ハ、予テ承知セル筈、如何」(『沖繩県史』15、三七〇―三七八ページ)。

以上の諸例を検討すれば、琉球から清国への政治亡命という意味で用いられている語彙は、脱清・脱走・逃走・脱航・渡清などであること、最も一般的に頻用されているのは「渡清」であって、やや特異な語彙として「脱清」という造語が混用されていることを知りうる。本来、「脱清」といえば、「清ヲ脱スル」、つまり「清国を脱出して琉球へ帰る」という意味であるはずだが、ここでは、「清ニ脱スル」、つまり「琉球から清国へ脱走する」という意味でもちいられているわけで、字義通りにいえば、正しい用法ではない。従って、Ⅰの「脱清者ヲ解放セシ時云々」の場合、あるいはⅤの「脱清帰琉」の場合などは、「清国を脱出して琉球へ帰る」という意味にも解釈されうる曖昧さを含んでいる。しかし、全体の文脈のなかにおいてみれば、やはり「清ヲ脱シテ琉へ帰ル」ではなくて、一旦「清国ニ脱シテ」然る後に「琉ニ帰ル」という意味に解釈すべきであろうと思われる。つまり、脱清≡帰琉ではなく、脱清と帰琉は反対概念であると考えた方がよさそうである。

このような特異な語彙としての「脱清」が文献史料に頻出するようになったのは、脱走・逃走などのニュアンスを含ませようとする取締当局の意図に基づくものと思われる。ただし、ⅣのAに指摘されているように、「脱走者ト確認スルモノハ、総テ脱清ト記入シ云々」と明記されているからである。従って、清国への政治亡命者を「脱走者」「逃走者」というマイナスイメージで規定したいという取締当局の恣意的意図によ

って、「脱清」という造語が文献史料のなかに頻出するようになったことは、否定すべくもない。

脱清人・脱清者という造語が「清国へ脱走シタル人」という意味で使用されたのに対応して、「帰清者」という造語が「清国ヨリ帰リタル者」という意味で用いられたことは、ⅢのAの「帰清者カ申触タルニ付、人民半信半疑シ云々」という例にみられる。「帰清」も、本来、「清ニ帰ル」という意味であるはずだが、「清国ヨリ(琉球へ)帰ル」という意味に逆転させて用いられているのである。

要するに、脱清にせよ、帰清にせよ、取締当局の恣意的な造語であって、清国亡命琉球人に対する侮蔑を含蓄した用語である以上、このような特異な語彙を使用することには、慎重であるべきであろう。また、脱清運動という名辞も最近の研究者の造語であって、研究者の間ではかなり一般的に採用されているけれども、琉球処分前後の琉球人の政治運動を総括するのに適切な用語であるとは思われない。本稿(一)の「はじめに」のなかで論及した通り、私はやはり琉球救国運動と称すべきであろうと考える。本稿の表題を「琉球救国請願書集成」とした所以である。

補訂(二) — 斐伯耆について —

本稿(一)に収録した請願書(三)のなかに、「せんごく合国の臣民および商人・郷農より雪片の(如き紛々たる書)信至り、(向徳)宏をうなが催して道によ上せ、楚国の申包胥の痛哭に効なひ、安南の斐伯耆の号求を為さしむ」という一節がある。本稿(一)の訳註作業の段階では、「安南の斐伯耆」とはいかなる人物であるかを明らかにすることができないまま、とりあ

えず「不詳」としたのであるが、寛文生氏（立命館大学文学部教授）の御教示により、『明史』の安南伝に裴伯耆に関する記述があることを知った。多謝。

『明史』によれば、安南国の陳朝が権臣の黎季犛のクーデターによって倒された時、陳朝の再興を訴えるために北京へ赴いた「忠臣」の裴伯耆は、次のように上奏したという。——「臣が祖父は皆執政の大夫にして、国事に死せり。臣が母は、陳氏の近族なり。故に、臣幼くして国王に侍し、官は五品、後に武節侯の陳渴真に隸して裨將と為る。洪武の末、渴真に代りて寇を東海に禦ぐ。而して賊臣の黎季犛父子、主を弑して位を篡ひ、忠良を屠戮す。（一）族を滅ばさるる者、百十を以て数ふ。臣が兄弟妻孥もまた害に遭ふ。人を遣はして臣を捕へ、誅醜（塩漬の刑罰）を加へんと欲したれば、臣、軍を棄てて遁逃し、山谷に伏処し、闕庭（北京の宮廷）に詣りて肝胆を披瀝せんことを思ふ。展転すること数年にして、始めて天日を睹る。窃に惟ふに、季犛は乃ち故経略使黎国髦の子にして、世々陳氏に事へ、叨りに寵榮を窃み、其の子の蒼に及んで、また貴任を蒙る。一旦、篡奪して姓を更へ名を易へ、号を僭はりて改元し、朝命に恭はず。忠臣良士、首を疾めて心を痛め、弔伐の師を興して繼絶の義を隆んにせんことを願ふ。奸凶を蕩除し、陳氏を復立するの後は、臣死すとも且に朽ちざるべし。敢へて申包胥の忠を効し、闕下に哀鳴す。ただ皇帝の垂察あるのみ」（『明史』卷二百二十一、列伝第二〇九、外国二、安南）と。

裴伯耆のこの上奏文にいたく感動した永楽帝は、陳氏再興を名目に安南国へ遠征軍を派遣したといわれる。申包胥にせよ、裴伯耆にせよ、亡命琉球人の向徳宏（幸地朝常）らにとっては、身近に共鳴しうる位地にいた歴史上の人物であったわけである。

〔付記〕 本稿に収録した請願書のうち、（二三）（二九）の原文は、赤嶺守氏が台北市の国立中央研究院近代史研究所蔵の『清季外交檔』から筆写したものである。提供して頂いた同氏並びに同研究所に衷心より感謝の意を表する。